

(案)

資料No.1

生 ス 審 第 1 号

令和6年2月9日

生駒市教育委員会

教育長 原井 葉子 様

生駒市スポーツ推進審議会

会 長 池 田 誠 也

(公 印 省 略)

第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和4年6月27日付け生教ス第58号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を重ね、別紙「第2期生駒市スポーツ推進計画（案）」のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本審議会は、第2期生駒市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、生駒市スポーツ推進計画（以下「前回計画」という。）の理念を踏襲しつつ、前回計画の事業・施策を検証いたしました。

また、令和4年度に行ったスポーツ及びスポーツ施設に関する市民意識調査結果から明らかになった課題や、令和13年度に「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」が奈良県で開催されること、国が進める学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」の推進などのスポーツを取り巻く社会環境の変化や新たな課題にも対応できる計画とすべく審議を行ってまいりました。

この答申を機に、子どもから高齢者、障がい者を含めたあらゆる市民がスポーツでつながり、笑顔と元気があふれる街となることを期待しています。

今後、本審議会としても、教育委員会と連携しつつ、本市のさらなる発展のために尽力してまいりたいと考えております。

第2期生駒市スポーツ推進計画 (案)

令和6年2月

生駒市教育委員会

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. 本計画における「スポーツ」と「運動」について	4
6. 計画策定の方針	5
第2章 スポーツに関する現状と課題	6
1. 国や県の動向	6
2. 生駒市の現状	7
3. 第1期計画期間中の成果	16
4. 課題のまとめ	18
第3章 基本理念と基本目標	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 計画の体系	21
第4章 計画の具体的な取り組み	22
基本目標1 “個”と“ライフステージ”に応じたスポーツ活動の展開	22
基本目標2 だれもが気軽にスポーツができる環境の整備	25
基本目標3 地域スポーツによるまちづくりの展開	28
第5章 計画の推進体制	31
1. 市民・関係機関との連携・協働	31
2. 計画の進捗管理	31
資料編	32
1. スポーツに関する市民意識調査結果	32
2. 生駒市スポーツ推進審議会委員名簿	45
3. (仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿	46
4. 第2期生駒市スポーツ推進計画策定経緯	47

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

スポーツは体力向上のみならず、人々が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利です。「人生 100 年時代」と言われる中で、スポーツは健康寿命の延伸や介護予防、心身の健康等に重要な役割を果たしています。

しかしながら、令和2（2020）年当初から世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、市民のスポーツ環境に大きな影響を与えました。外出や接触、応援などに関して大きな制限が課せられるなか、運動・スポーツの実施や観戦の機会が大幅に縮小しましたが、心身の健康に対する意識の高まりもみられ、感染を避けつつ、個人で楽しめる運動やスポーツに対するニーズの高まりもみられました。

また、コロナ禍で開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や FIFA ワールドカップカタール 2022、2023 ワールドベースボールクラシックなどの国際大会は大きな盛り上がりを見せました。日本では、令和5（2023）年5月から新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したため、観戦の機会も含め、運動やスポーツを楽しむ機会はコロナ禍以前に復調することが期待されています。

一方、これまでのスポーツに関する国策としては、平成 23（2011）年に「スポーツ基本法」が制定され、平成 24（2012）年には「第1期スポーツ基本計画」を策定、平成 27（2015）年10月にはスポーツ庁が発足しました。同庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しています。また、令和4（2022）年3月には「第3期スポーツ基本計画」も策定されております。国の流れを受け本市では平成 23（2011）年3月に「生駒市スポーツ振興基本計画」を策定し、「“笑顔”と“元気”で1.2.3.～いってみよか やってみよか みてみよか～」のスローガンのもと、スポーツ推進に関する取組を進めてきました。計画策定から6年が経過した平成 29（2017）年2月に「生駒市スポーツ推進計画（生駒市スポーツ振興基本後期計画）」（以下、「前回計画」といいます。）を策定し、令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、今後の本市のスポーツのあり方について検討する必要があることから令和5（2023）年度まで計画期間を延長しました。

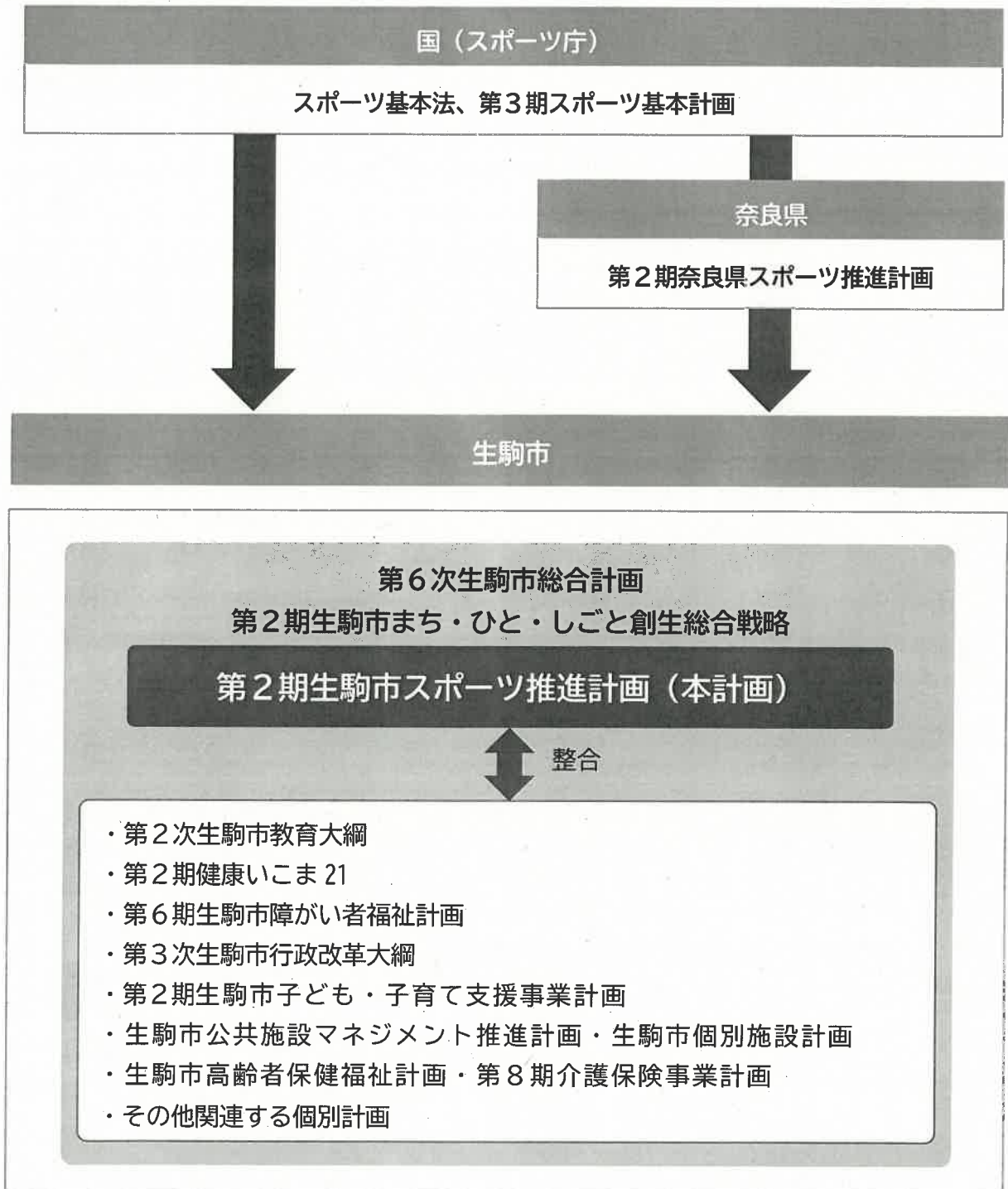
上記の通り、スポーツを取り巻く社会環境も大きく変化しています。生駒市でも少子高齢化が進む中で、将来都市像として「自分らしく輝けるステージ・生駒」を掲げる本市にふさわしい運動・スポーツを楽しむ環境を提供していくため、スポーツに関する施策の方向性や具体的な取組などを定めた「第2期生駒市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成 23（2011）年 8 月に施行された「スポーツ基本法」の第 10 条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」であり、令和 4（2022）年 3 月に策定された国の「第 3 期スポーツ基本計画」や奈良県の「第 2 期奈良県スポーツ推進計画」を踏まえ策定しています。

また、本計画は、「第 6 次生駒市総合計画」を上位計画とし、「第 2 期生駒市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」や「第 2 次生駒市教育大綱」などの関連計画との整合性に留意することとします。

■本計画の位置づけのイメージ



3. 計画の期間

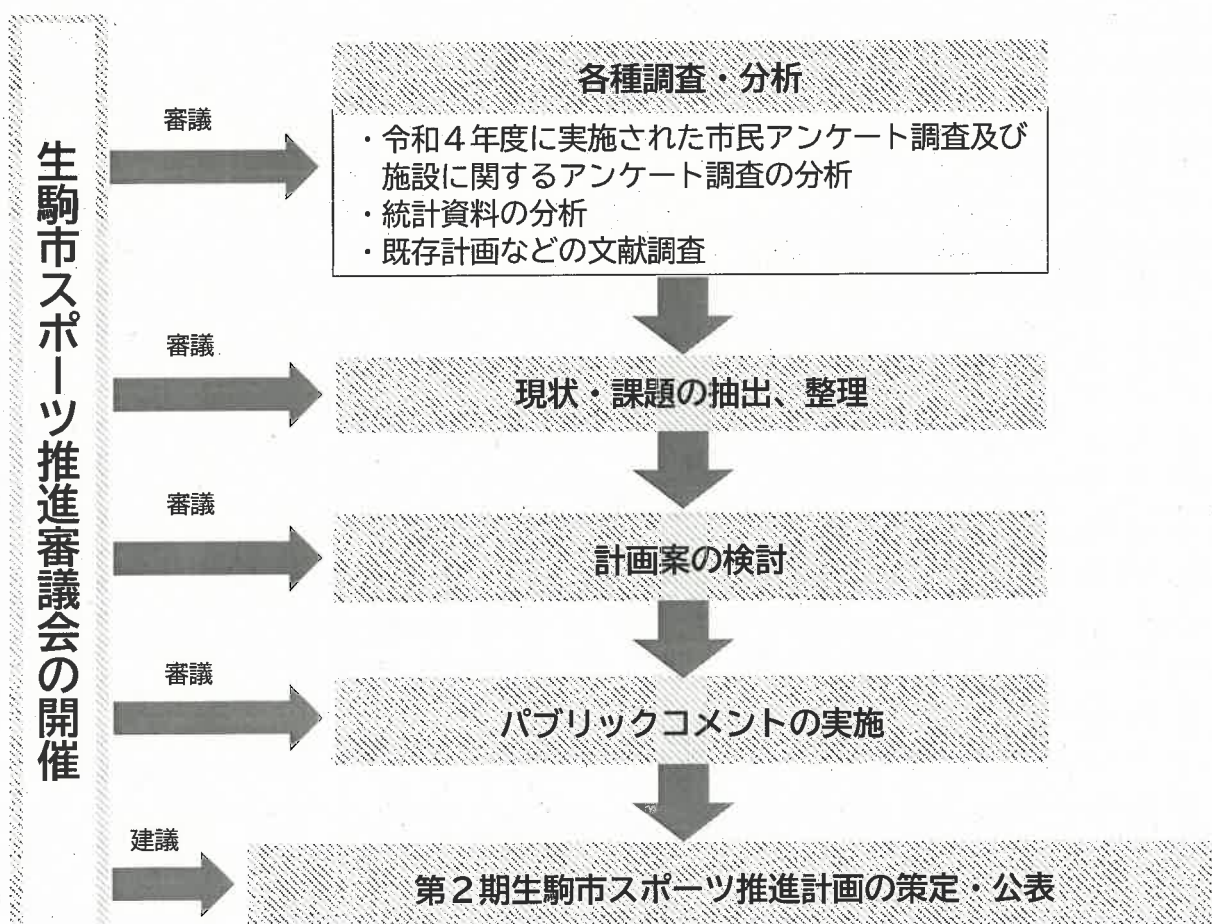
本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。ただし、本市におけるスポーツニーズや社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	西暦 令和	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15
本計画	第2期生駒市スポーツ推進計画										

4. 計画の策定体制

本計画は、学識経験のある者や市民などで構成された「（仮称）第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会」にて意見を聴取したほか、生駒市スポーツ推進審議会、市民アンケートなど市民や関係機関・者の参画により策定しました。

■体制のイメージ



5. 本計画における「スポーツ」と「運動」について

①スポーツの意義

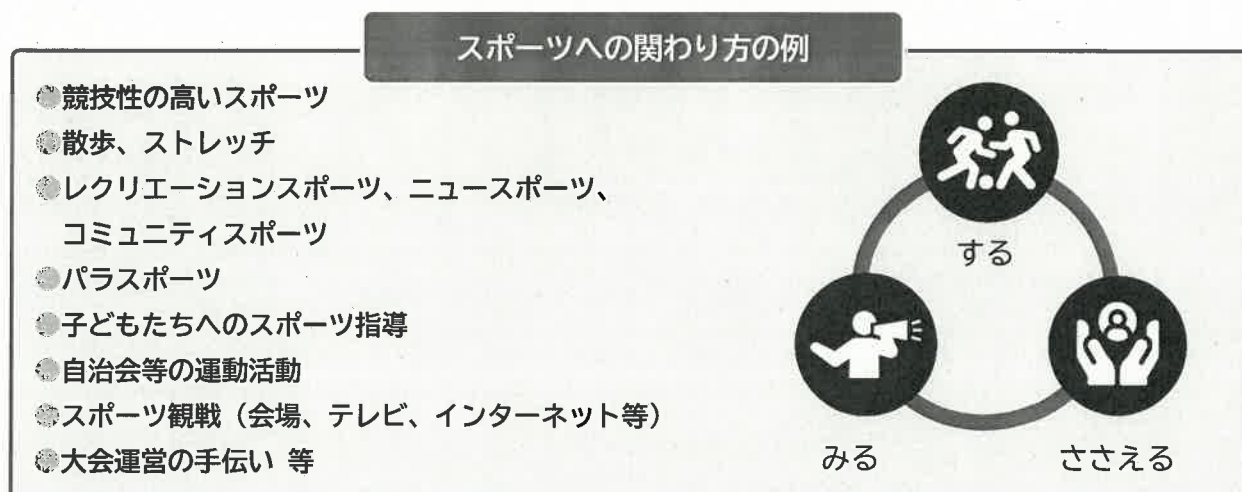
スポーツをすることは、体力向上やストレスの発散など心身の健康増進をもたらすだけでなく、コミュニケーション能力の向上や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を養うことにもつながります。また、スポーツは多くの人に感動と勇気を与え、地域の交流や活性化につながるものでもあります。

加えて、オリンピックやパラリンピックをはじめとした大規模な国際大会にもみられるように、スポーツは経済活性化や国際交流など、社会全体に対しても大きなインパクトを与えるものでもあります。

以上のように、スポーツの推進は、健康で活力に満ちた社会の実現にとどまらず、市民一人ひとりの自己実現を支え、地域の新しい力の創造につながるなど、より良い地域づくりにおいて必要な活動となっています。生涯にわたってスポーツを楽しむことは、いつまでも健やかで幸せな市民生活を送るために必要となります。そのため、スポーツをより一層浸透させていくことがこれまで以上に重要になります。

②スポーツの捉え方

本計画においては、スポーツ基本法や国の「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、野球やサッカー、陸上や水泳競技のような勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングやジョギング、レクリエーションスポーツ、介護予防のための軽い体操など、様々なかたちで自発的に楽しむ身体的活動を幅広く「スポーツ」に含むものとします。



③運動の捉え方

「①スポーツの意義」でも明記されているように、運動とは体力の維持や向上、心身の健康増進など、何か目的や目標、計画があって、それを達成させるために継続的に体を動かすことを指します。また、運動はスポーツと違い、競技性を伴うことがなく、自分のペースで楽しんで体を動かすことも運動と捉えることができます。本計画においても、生活習慣病の予防・ダイエットを目的にウォーキング・ストレッチを行うことや、手術後の筋力の回復を目的に筋トレを行うなどを「運動」に含むものとします。

6. 計画策定の方針

本計画を策定するにあたっては、前回計画を踏まえ、特に重点的に取り組むべき本計画の基本的な方針を定めます。

(1) だれもが気軽に運動やスポーツを行うことができる環境の整備・充実

- ・子どもの時期にスポーツや遊びに関わる時間を増やすことにより、運動習慣を身につけ、生涯にわたりスポーツを楽しむための基盤をつくります。
- ・本市においても高齢者人口は増加傾向にあるため、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、高齢者に配慮したスポーツ環境をつくります。
- ・仕事や家事、育児のため運動やスポーツに参加することが困難な若い世代でも、いつでも気軽に、好きなスポーツができる環境をつくります。
- ・障がいのある人が、障がいの種別や程度に関わらず、スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図ります。
- ・令和13（2031）年に国民スポーツ大会（以下「国スポ」といいます。）・全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」といいます。）が奈良県で開催されることなどにより、スポーツに対する関心が高まることが予想される中、この関心を活かし、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

(2) 総合型地域スポーツクラブの支援

- ・現在市内で活動を行っている総合型地域スポーツクラブが、今後も地域に根ざした多種多様な活動が展開していけるよう、市内総合型地域スポーツクラブの活動内容などの周知と育成強化を支援するとともに、新しいクラブの設立に向け、情報提供や人材育成などの条件整備を進めます。
- ・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度のタイプ別認証基準や運営内容などにより支援方法を検討し、それぞれのクラブの特色を活かした連携を図ります。

(3) スポーツに関する情報提供体制の充実と指導者の人材育成・活躍の場の提供

- ・市や市のスポーツ施設の指定管理者、市内総合型地域スポーツクラブなどが主催するスポーツ大会やスポーツイベントの情報を様々な媒体を活用し、広く発信します。
- ・よりよいスポーツライフをおくるため、また、国が進める学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」を推進するため、（一財）生駒市スポーツ協会や市内総合型地域スポーツクラブをはじめ、各種スポーツ団体及び地域と連携し、人材の発掘を行うとともに研修会などを行い、指導者だけでなく、マネジメントができる人材も育成します。

第2章 スポーツに関する現状と課題

1. 国や県の動向

平成 23 (2011) 年にスポーツ基本法が施行されてから、平成 24 (2012) 年にスポーツ基本計画の策定、平成 27 (2015) 年スポーツ庁が設置されています。スポーツ基本法は2回改訂を行っており、令和 4 (2022) 年に策定された「第3期スポーツ基本計画」が現行最新の国の計画となっています。

■スポーツ政策に関連する国や奈良県の動向年表

年		国	県	内容
元号	西暦			
平成22	2010	●		スポーツ立国戦略策定
23	2011	●		スポーツ基本法施行
24	2012	●		スポーツ基本計画策定
25	2013		●	奈良県スポーツ推進計画
27	2015	●		スポーツ庁の設置
29	2017	●		第2期スポーツ基本計画策定
30	2018	●		運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定
令和3	2021	●		東京オリンピック・パラリンピック競技大会
4	2022	●		第3期スポーツ基本計画策定
5	2023		●	第2期奈良県スポーツ推進計画策定

国：第3期スポーツ基本計画のポイント

- ・ スポーツを「つくる／はぐくむ」：社会の変化や状況に応じて最適な手法・ルールを考えて作り出す。
《スポーツの機会創出、スポーツ指導者の育成、DXの推進》
- ・ スポーツで「あつまり、ともに、つながる」：様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う《共生社会の実現、スポーツ体制の強化、国際協力等の推進》
- ・ スポーツに「誰もがアクセスできる」：性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成《「場づくり」等の機会の提供、地域機関の連携強化、継続的なアクセスの確保》

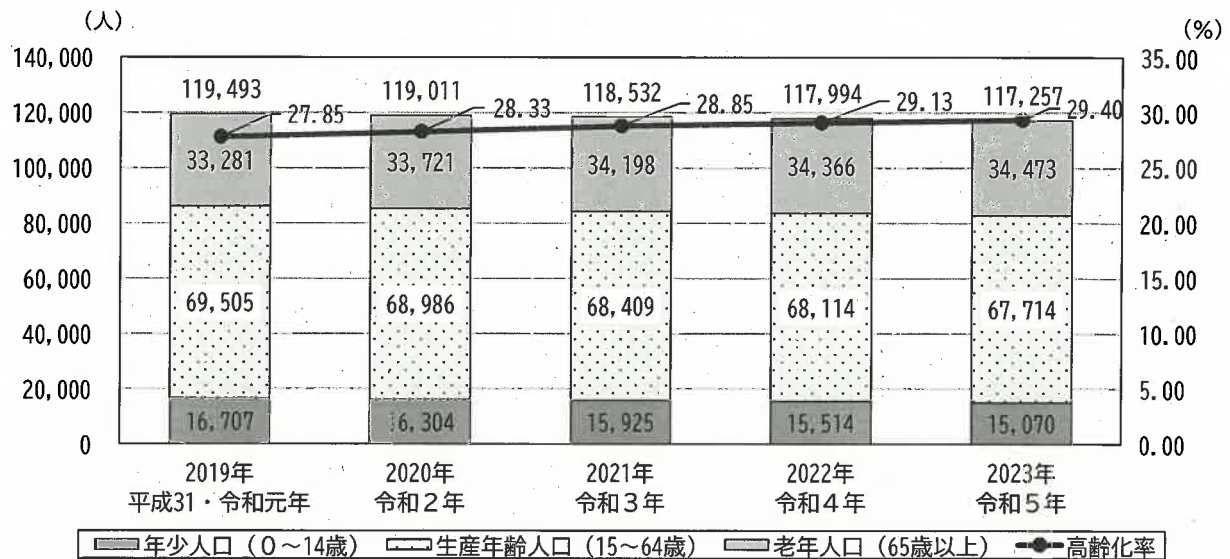
県：第2期奈良県スポーツ推進計画のポイント

- ・ 柱1 スポーツ参加の推進〈体を動かす〉：県民参加型スポーツの推進、子どものスポーツの推進、生涯スポーツの推進、障害者スポーツの推進 など
- ・ 柱2 スポーツの推進を支える人材の育成〈人を育てる〉：人材の育成（コーディネート・マネジメント・指導者）、選手の育成、サポート体制の整備、観るスポーツ・楽しむスポーツの機会創出、健全性・安全性の確保 など
- ・ 柱3 スポーツに親しめる環境づくりと地域の交流促進及び地域の活性化〈活動の場をつくる〉：スポーツ環境の整備、情報発信、地域交流の促進、地域経済の活性化、国スポ・全スポ開催を契機としたスポーツ施策の展開 など

2. 生駒市の現状

①人口の推移・推計と人口割合

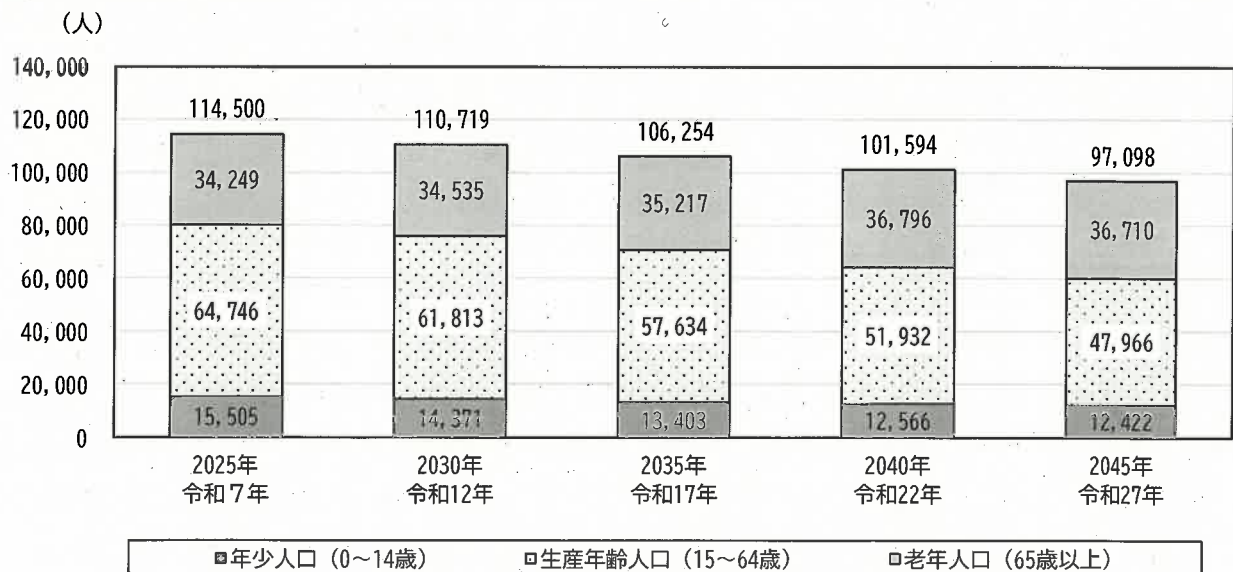
■年齢3区分人口の推移と高齢化率



○年少人口と生産年齢人口及び総人口は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年で117,257人となっています。

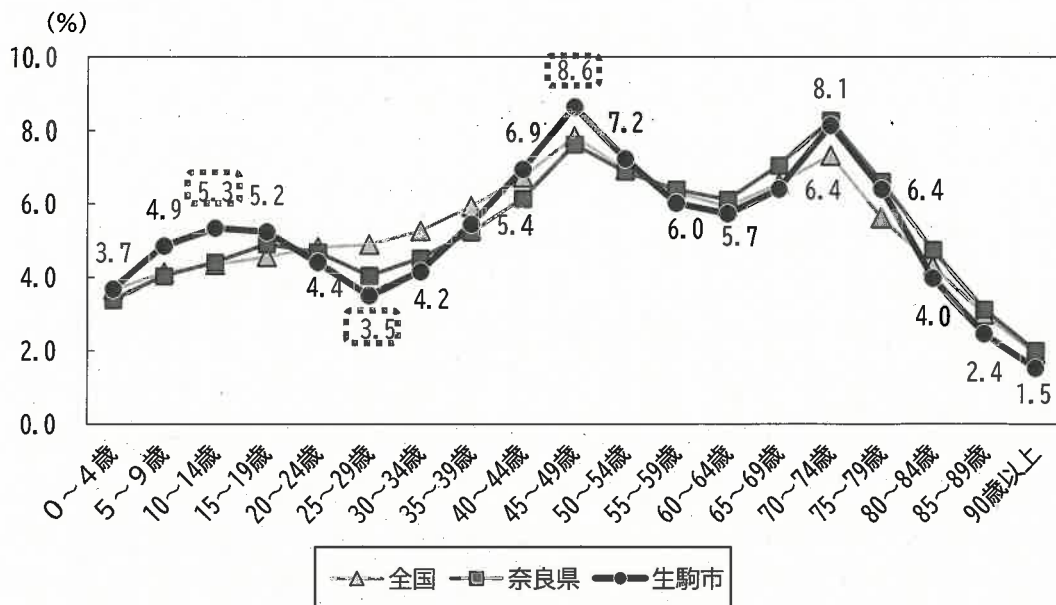
○高齢化率は年々上がっており、令和5（2023）年で29.40%となっています。

■年齢3区分人口の推計



○国立社会保障・人口問題研究所が示す将来人口推計では、総人口が100,000人を割り込むのが令和27（2045）年になると見込まれ、特に生産年齢人口は令和7（2025）年と令和27（2045）年を比べると約17,000人減少すると見込まれる一方で、老年人口は約2,400人増える見込まれています。

■年齢5歳区分人口割合

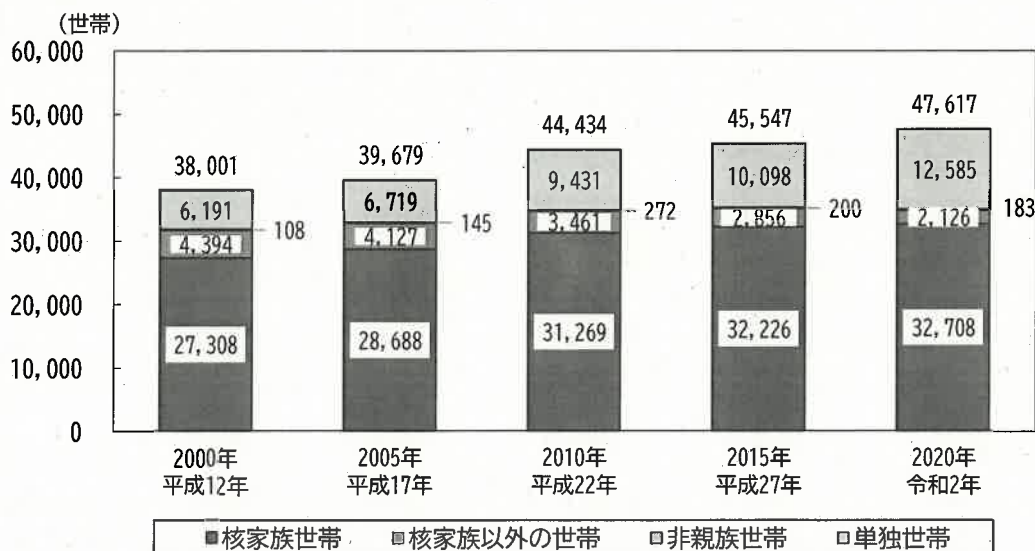


資料：総務省 国勢調査（令和2（2020）年） ※年齢不詳を除いた割合を掲載

○総人口に占める年齢5歳区分の割合をみると、本市は特に 10～14 歳と 45～49 歳人口の割合が国・県と比較して高く、25～29 歳の割合が低いことがわかります。

②一般世帯数と子どもの人口推移

■一般世帯数の推移



資料：総務省 国勢調査（平成12（2000）年～令和2（2020）年）

※核家族世帯とは「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子の世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

※核家族以外の世帯とは「夫婦と両親から成る世帯」「夫婦とひとり親から成る世帯」「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」「夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯」「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」「夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類されない世帯」をいう。

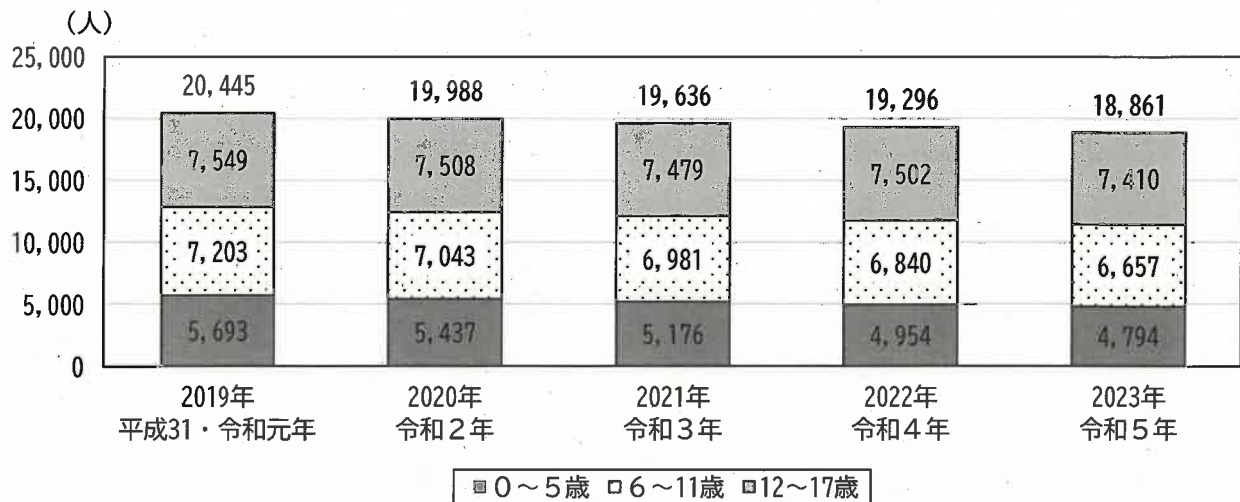
※非親族世帯とは2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

※単独世帯とは世帯員が1人だけの世帯をいう。

※平成12（2000）年、平成17（2005）年は不詳を含まない。

○世帯数は全体的に年々増加しています。特に単独世帯は平成12（2000）年と令和2（2020）年と比較すると約6000世帯増加しています。

■子どもの人口推移



資料：生駒市人口統計 町毎の男女別年齢人口（各10月1日時点）

○全体的に減少傾向になっており、特に0～5歳はこの5年間で約900人減少しています。

③施設利用人数の推移

■生駒市社会体育施設の利用状況（体育館）

		2018年 平成30年	2019年 平成31・令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
生駒市体育協会 高山S.C. 体育館	件数	745	849	1,191	1,582	1,409
	人数	37,527	52,355	23,383	34,152	39,001
生駒市体育協会 高山S.C. 体育館（多目的室）	件数	47	82	169	248	163
	人数	4,023	16,524	3,633	5,792	6,197
北大和 体育館	件数	1,127	1,116	1,047	1,938	1,212
	人数	25,781	21,648	18,978	34,521	21,121
生駒市体育協会 総合S.C. 体育館	件数	1,420	1,894	1,578	1,846	1,439
	人数	68,173	88,193	42,465	51,427	44,250
生駒市体育協会 滝寺S.C. 体育館	件数	1,148	1,142	656	1,026	1,276
	人数	100,403	84,174	25,298	45,653	70,899
生駒市体育協会 滝寺S.C. 体育館（多目的室）	件数	811	632	349	763	845
	人数	10,670	9,228	3,942	8,173	8,302
生駒市体育協会 滝寺S.C. 武道館	件数	1,028	897	643	1,261	1,110
	人数	20,160	18,262	11,287	22,527	19,681
むかいやま公園 体育館	件数	1,236	1,227	1,087	1,197	1,299
	人数	15,143	14,062	10,945	11,174	11,559
小平尾南 体育館	件数	916	894	437	1,038	993
	人数	28,044	17,830	16,203	18,845	17,331
TAC井出山スポーツパーク 体育館	件数	958	1,003	873	1,103	1,097
	人数	17,658	17,288	15,347	17,675	17,628
合 計	件数	9,436	9,736	8,030	12,002	10,843
	人数	327,582	339,564	171,481	249,939	255,969

資料：生駒市スポーツ振興課

○平成31・令和元（2019）年に過去最高の約340,000人が利用されましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2（2020）年では約170,000人まで減りました。現在は徐々に増えており、令和4（2022）年で約250,000人まで増えました。

■生駒市社会体育施設の利用状況（グラウンド・野球場・相撲場）

		2018年 平成30年	2019年 平成31・令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	
グラウンド・運動場	生駒市体育協会 高山S.C.グラウンド	件数	607	645	604	828	929
		人数	74,813	72,773	47,610	64,321	62,021
	生駒市体育協会 高山S.C.野球場	件数	75	153	142	174	158
		人数	4,401	6,202	6,585	6,612	6,478
	イモ山公園 グラウンド	件数	420	444	430	490	477
		人数	24,483	26,506	19,901	35,314	23,705
	北大和 グラウンド	件数	177	187	159	226	197
		人数	30,886	32,432	23,078	31,068	24,060
	北大和 野球場	件数	442	490	434	654	443
		人数	43,550	40,239	32,146	46,659	36,331
	生駒市体育協会 総合S.C.グラウンド	件数	306	294	335	456	415
		人数	26,041	27,242	21,319	27,176	26,373
	生駒市体育協会 滝寺S.C.グラウンド	件数	298	271	130	478	269
		人数	54,274	56,798	10,474	23,032	18,620
	むかいやま公園 グラウンド	件数	248	254	187	232	223
		人数	15,040	14,796	10,229	12,564	11,134
	小平尾南少年 グラウンド	件数	398	466	465	509	464
		人数	25,545	27,885	20,355	23,711	16,219
	TAC井出山スポーツ パークグラウンド	件数	285	334	263	312	288
		人数	16,957	16,633	11,048	12,906	12,043
	合 計	件数	3,256	3,538	3,149	4,359	3,863
		人数	315,990	321,506	202,745	283,363	236,984
生駒市体育協会 総合S.C.相撲場	件数	20	21	3	6	6	
	人数	476	527	4	188	66	

資料：生駒市スポーツ振興課

○平成 31・令和元（2019）年に過去最高の約 320,000 人が利用されましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和 2（2020）年では約 200,000 人まで減りました。令和 3（2021）年に約 280,000 人まで増えましたが、現在は約 230,000 人まで減っています。

■生駒市社会体育施設の利用状況（テニスコート）

		2018年 平成30年	2019年 平成31・令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
生駒市体育協会 高山S.C.	件数	762	835	817	1,115	995
	人数	7,026	7,515	7,374	9,868	8,256
イモ山公園	件数	2,056	2,140	2,056	3,333	2,261
	人数	15,999	17,181	16,046	25,287	17,046
生駒市体育協会 総合S.C.	件数	2,988	3,524	3,553	4,238	4,055
	人数	35,561	40,850	36,391	42,125	43,919
山麓公園	件数	3,053	3,461	3,199	3,522	3,254
	人数	21,921	24,399	21,516	24,460	21,265
生駒市体育協会 滝寺S.C.	件数	1,166	1,133	751	1,708	1,279
	人数	15,240	14,305	9,902	21,632	17,505
むかいやま公園	件数	1,931	2,013	1,754	2,031	1,813
	人数	21,528	20,362	14,213	16,490	16,049
TAC井出山スポーツパーク	件数	2,858	2,966	2,677	3,197	3,027
	人数	51,735	49,433	30,111	36,398	44,366
合 計	件数	14,814	16,072	14,807	19,144	16,684
	人数	169,010	174,045	135,553	176,260	168,406

資料：生駒市スポーツ振興課

○新型コロナウイルス感染症等の影響により令和 2（2020）年に約 130,000 人まで減少しましたが、令和 4（2022）年で約 170,000 人まで利用者が増えました。

■生駒市社会体育施設の利用状況（プール）

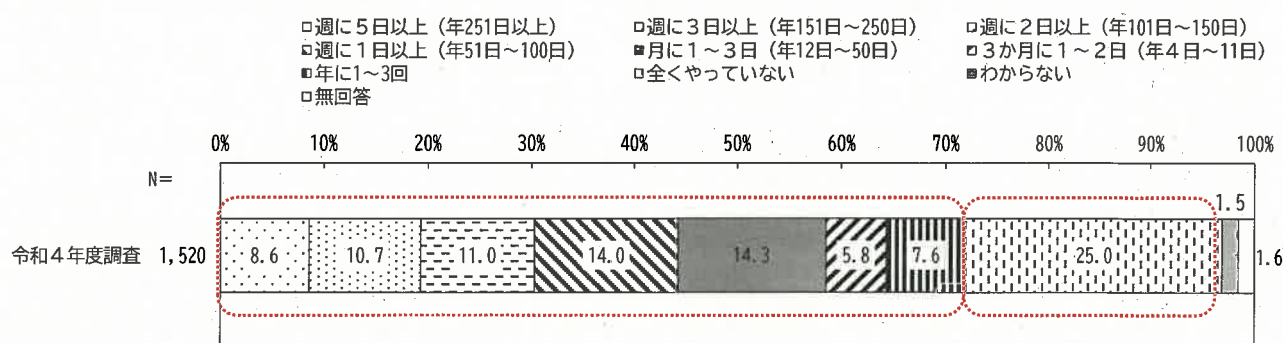
		2018年 平成30年	2019年 平成31・令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
イモ山公園	人数	13,393	12,520	0	0	11,709
生駒市体育協会滝寺S.C.	人数	8,479	6,824	0	0	0
TACきらめき	人数	130,359	122,142	75,933	105,298	113,746
合 計	人数	152,231	141,486	75,933	105,298	125,455

資料：生駒市スポーツ振興課

○新型コロナウイルス感染症等の影響により約 75,000 人まで減少しましたが、現在は増加傾向にあり、令和 4（2018）年で約 120,000 人まで増えました。

④スポーツを取り巻く状況

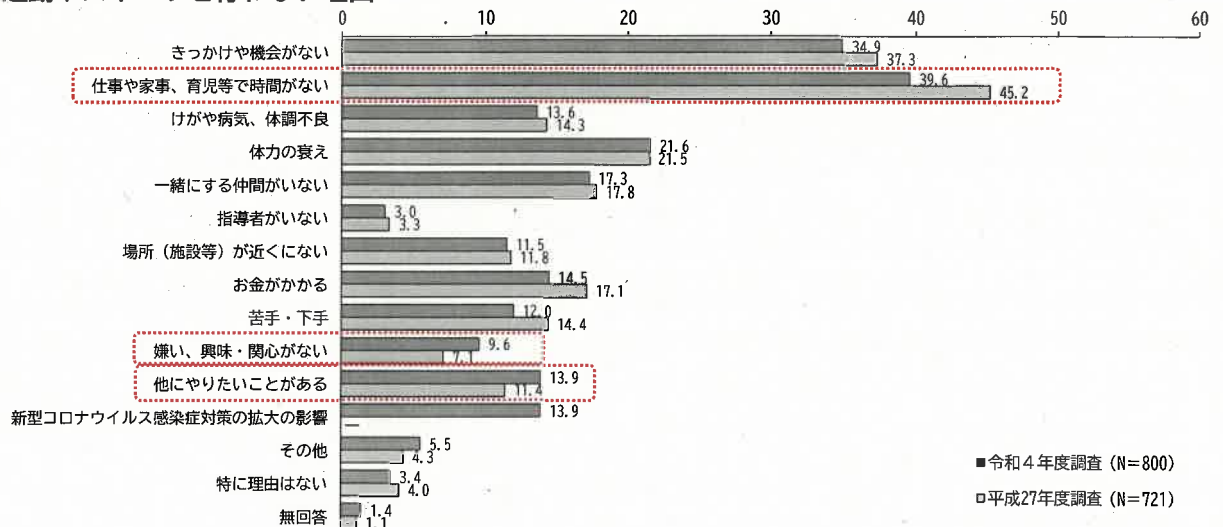
■運動やスポーツを行う頻度



資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和 5 年 3 月）

○「全くやっていない」の割合が 25.0%と最も高い結果となっています。また、頻度に関わらず運動やスポーツを行っている人は 72.0%です。

■運動やスポーツを行わない理由



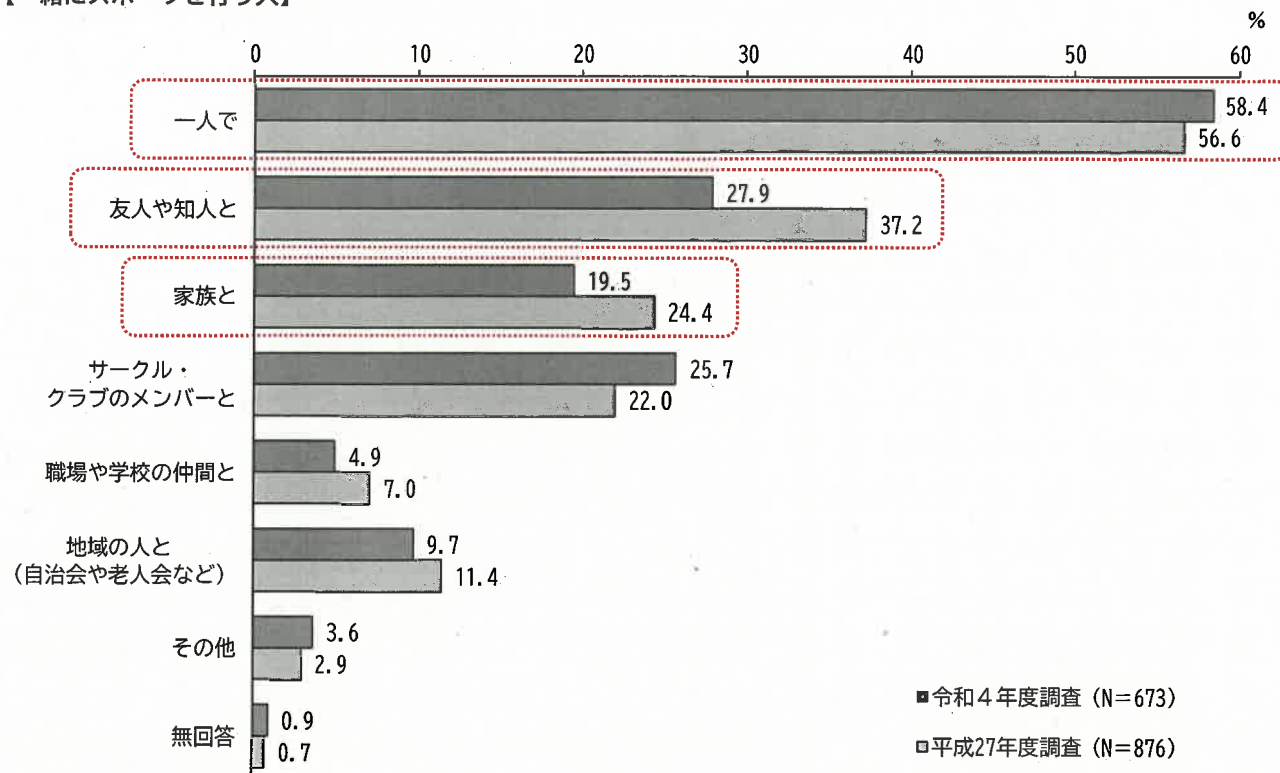
資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和 5 年 3 月）

○「仕事や家事、育児等で時間がない」と回答された割合は前回より下がっているものの、前回と同様に一番高い割合となっています。

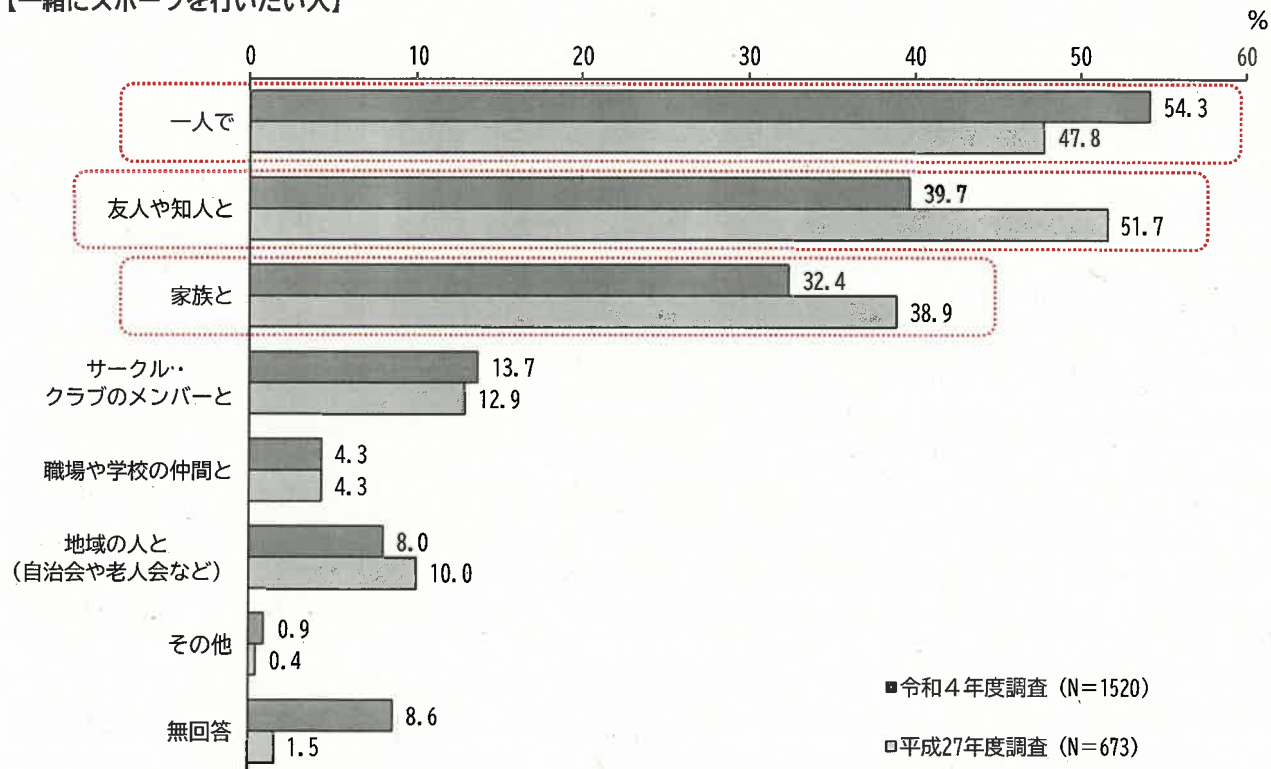
○また、「嫌い、興味・関心がない」と「他にやりたいことがある」と回答された割合は前回より 2.5 ポイント上がっています。

■主にだれと運動やスポーツを行っているか・行いたい

【一緒にスポーツを行う人】



【一緒にスポーツを行いたい人】

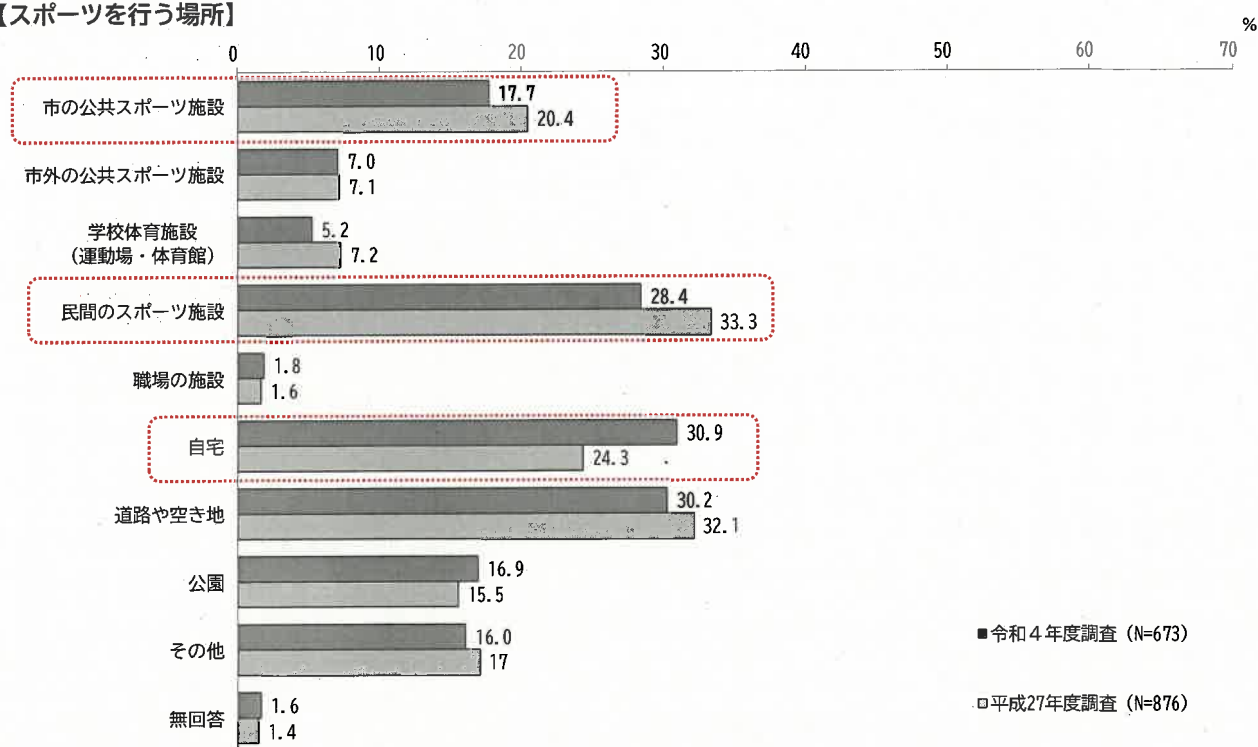


資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

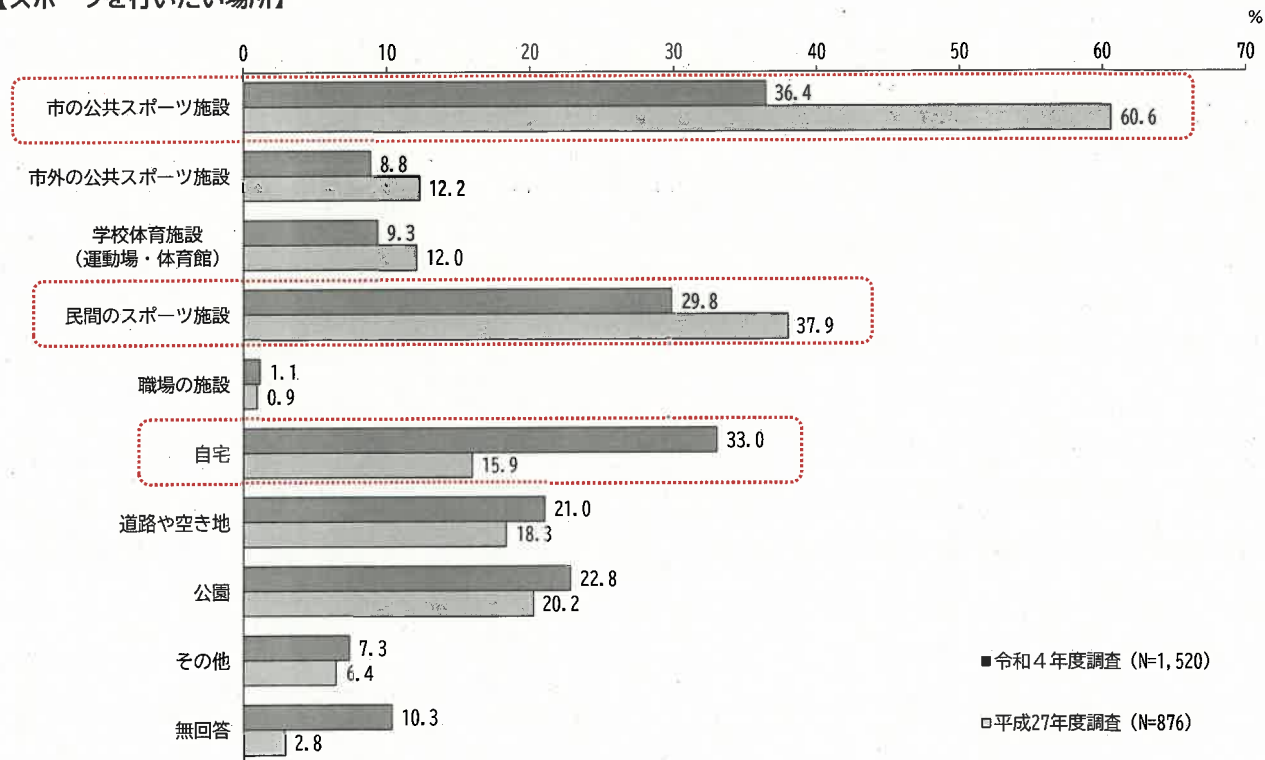
○双方とも「友人や知人と」、「家族と」の割合が大幅に下がる一方で、「一人で」の割合が前回より上がっており、「一人で」が全項目で一番高い結果となっています。

■運動やスポーツを行う所・行いたい場所

【スポーツを行う場所】



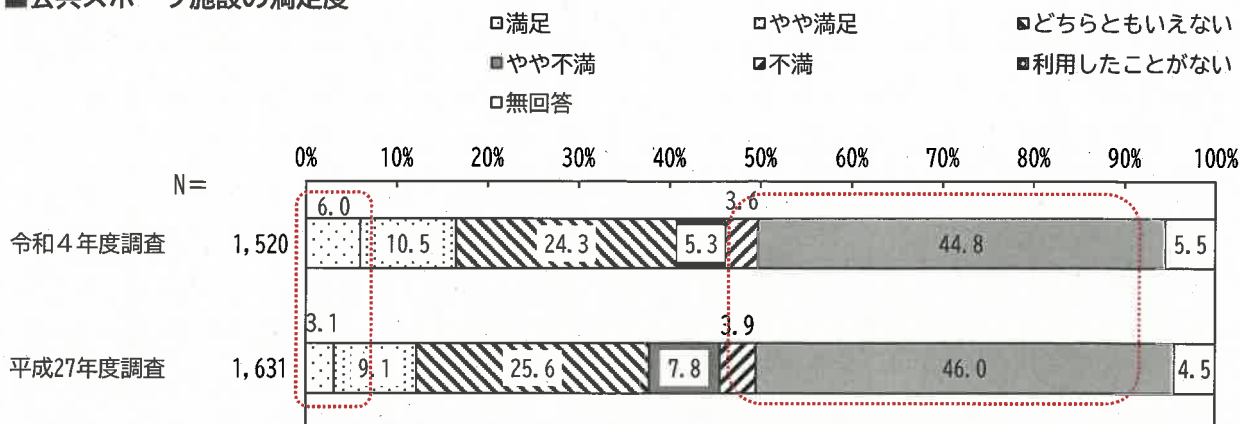
【スポーツを行いたい場所】



資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

○双方とも「市の公共スポーツ施設」や「民間のスポーツ施設」は前回調査より割合が下がっている一方で、「自宅」と回答された方は前回より割合が上がっています。

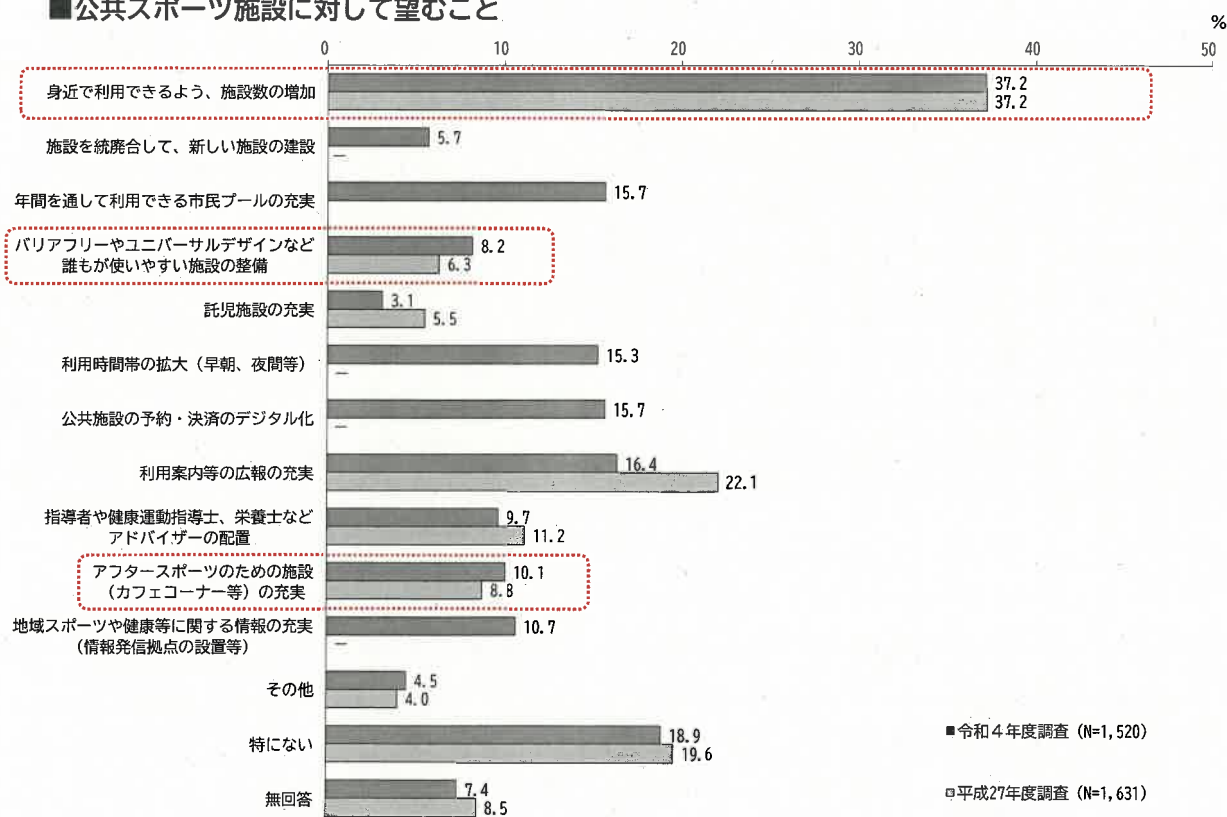
■公共スポーツ施設の満足度



資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

○「利用したことがない」と回答された割合が前回と同様最も多くなっています。その一方で、「満足」と回答された割合が前回より2.9ポイント上がっています。

■公共スポーツ施設に対して望むこと

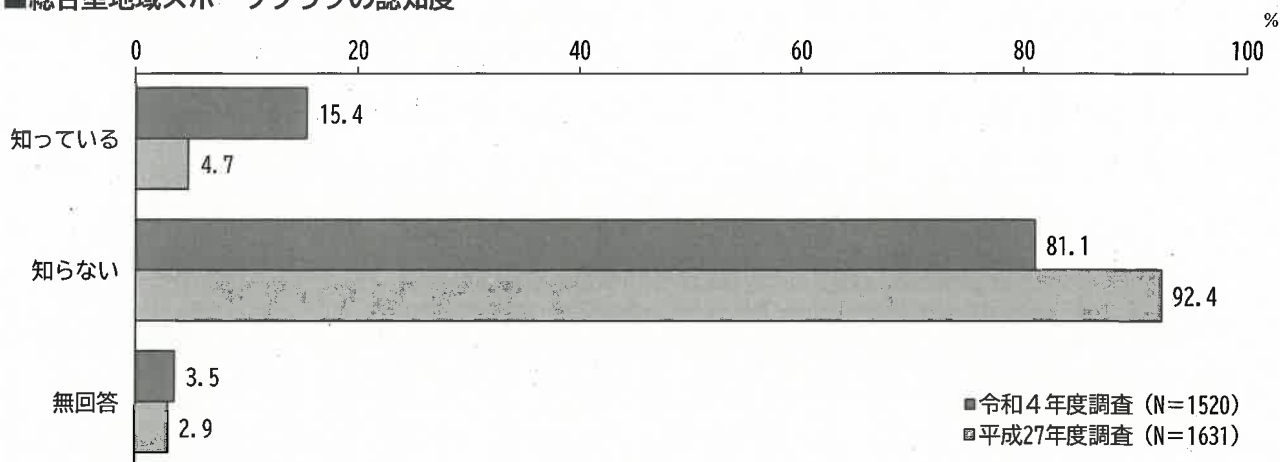


資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

○「身近で利用できるよう、施設数の増加」の割合が前回と同様最も高くなっています。

○「バリアフリーやユニバーサルデザインなど誰もが使いやすい施設の整備」と「アフタースポーツのための施設（カフェコーナー等）の充実」は前回より割合が高くなっています。

■総合型地域スポーツクラブの認知度

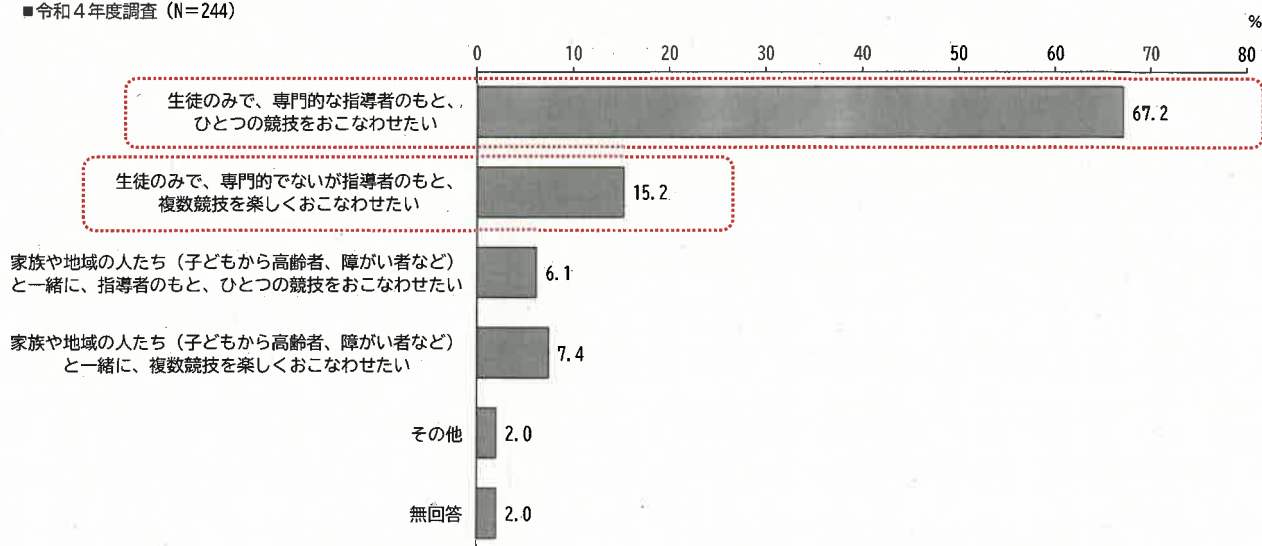


資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

- 「知っている」の割合は令和4年度で15.4%となっており、前回より約10ポイント上がっています。
- 「知らない」の割合は令和4年度で81.1%となっており、前回より約10ポイント下がっています。

■土日部活動が地域移行された場合、どの様な内容なら参加させたいか

■令和4年度調査 (N=244)



資料：生駒市スポーツに関する市民意識調査報告書（令和5年3月）

- 「生徒のみで、専門的な指導者のもと、ひとつの競技をおこなわせたい」の割合が67.2%と最も多く、次いで「生徒のみで、専門的でないが指導者のもと、複数競技を楽しくおこなわせたい」の割合が15.2%となっています。

3. 第1期計画期間中の成果

○基本目標1. “個”に応じたスポーツ活動や参加機会を増やします

令和4（2022）年度の現状値では、平成27（2015）年度の調査時に比べて、1.6ポイント上がっており、目標値まで0.6ポイントとなっています。

指標名	H20 調査時	H27 調査時	現状値（R4）	目標値（R5）
週に1回以上運動・スポーツを行う人（20歳以上）の割合	40.8%	42.8%	44.4%	50.0%

平成27（2015）年度の時点で19,462人まで増えましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響も考えられ、令和4（2022）年度は現状値で12,343人となっています。

ただし、市内総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設指定管理者が実施している事業参加者は増加傾向にあり、市主催事業と合わせると令和4（2022）年度の参加者数は40,310人となっています。

指標名	H20 調査時	H27 策定時	R1 調査時	現状値(R4)	目標値(R4)
市内各種スポーツイベントの参加者数	17,292人	19,462人	17,307人	12,343人	21,000人

40,310人

※指定管理者事業、市内総合型地域SC事業を含む

令和4（2022）年度の時点で目標値の5回/年を達成しています。

指標名	H27 策定時	R1 調査時	現状値（R4）	目標値（R5）
障がい者を対象としたスポーツイベントの開催	0回/年	4回/年	5回/年	5回/年

○基本目標2. “気軽”にスポーツができる環境を整えます

平成27（2015）年度から現状値の令和4（2022）年度までクラブ数は変化していません。

指標名	H20 調査時	H27 策定時	R1 調査時	現状値(R4)	目標値(R5)
総合型地域スポーツクラブの数	0クラブ	3クラブ	3クラブ	3クラブ	4クラブ

現状値の令和4（2022）年度では981人となっており、目標値まで残り19人となっています。

指標名	H27 策定時	R1 調査時	現状値（R4）	目標値（R5）
総合型地域スポーツクラブの会員数	523人	807人	981人	1,000人

○基本目標3. “だれもが” 利用しやすい施設環境を整備します

平成 31・令和元（2019）年度で目標値である 1,000,000 人に達成していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響も考えられ、現状値である令和 4（2022）年度では約 800,000 人となっています。

指標名	H20 調査時	H27 策定時	R1 調査時	現状値(R4)	目標値(R5)
公共スポーツ施設利用人数 (延べ利用者数)	513,716 人	887,014 人	1,002,313 人	796,568 人	1,000,000 人

令和 4（2022）年度の時点で目標値を 1 種目上回り、目標値を達成しています。

指標名	H27 策定時	R1 調査時	現状値 (R4)	目標値(R5)
障がい者用スポーツ用品 の設置	3 種目	18 種目	21 種目	20 種目

○基本目標4. スポーツによる “地域の絆” を深めます

令和 4（2022）年度の時点で 1 競技増えたことにより、目標値の達成まで残り 1 競技となっています。

指標名	H20 調査時	H27 策定時	R1 調査時	現状値(R4)	目標値(R5)
生駒市独自の ニュースポーツの数	0 競技	1 競技	1 競技	2 競技	3 競技

令和 4（2022）年度の現状値で 41 人まで増えましたが、目標値まで 9 人となっています。

指標名	H20 調査時	H27 策定時	R1 調査時	現状値(R4)	目標値(R5)
スポーツリーダーバンクの 登録者数	0 人	34 人	40 人	41 人	50 人

○基本目標5. 心身ともに元気な “いこまっ子” を育みます

令和 4（2022）年度の時点で前回調査時より 5.6 ポイント増えていますが、目標値まで 8.6 ポイントとなっています。

指標名	H20 策定時	H27 調査時	現状値 (R4)	目標値 (R5)
週 1 回以上運動・スポーツを 行う子ども（小学校）の割合	64.2%	65.8%	71.4%	80.0%

平成 31・令和元（2019）年度は新型コロナウイルス感染症と台風接近の影響が考えられ、前回調査時より参加者数が減少しました。

指標名	H27 策定時	R1 調査時	現状値 (R4)	目標値 (R5)
子どもを対象とした スポーツイベントの参加者数	2,301 人	1,874 人	1,813 人	2,500 人

4. 課題のまとめ

生駒市の現状(P7～P11)やスポーツを取り巻く状況(P11～P15)、第1期計画期間中の成果(P16・P17)などから、スポーツ推進における今後の課題を、以下の通りに整理しました。

① 様々なライフステージに沿ったスポーツ活動の促進

運動やスポーツを行わない理由として仕事や家事、育児等で時間がないと答えられた方が最も多く、これらの世代も含めてだれもがいつでも気軽にスポーツを行うことができる環境の充実に取り組む必要があります。

また本市では今後も高齢化率が高まることが予想されることから、高齢者がそれぞれの体力や健康状態に応じて、気軽に運動に親しむことができるような環境づくりに努める必要があります。

若年層から高齢者までの世代や配慮が必要な方も含め、生活やニーズの変化に対応しながら、それぞれのライフステージに合わせて自主的・自発的にスポーツ活動に親しめる場や機会を創出し、市民のスポーツ活動を促進することが求められます。

② 様々な時代・ニーズに対応した多様なスポーツ環境の整備

運動やスポーツを1人で行っている人や1人で行いたい人の割合が高くなっているため、1人でも運動やスポーツを行える環境や、1人でも参加できるイベントの開催などが求められています。また、公共スポーツ施設に対して望むことでは、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や休憩スペースの充実を求める方の割合も増えています。

本市においても、近年急速に進んでいるスポーツDX※1を活用し、VR※2やAR※3、AI技術を駆使した疑似体験、オンラインでの技術指導、ネット対戦等を含むeスポーツのイベントを開催することや、性別や年代、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ施設の環境づくりが重要となっています。

③ 地方創生につなげるスポーツの仕組みづくり

本市では少子高齢化や人口減少が進む中で交流人口や関係人口を増加させ、市内外問わずまちづくりに参画してもらえる人を増やしていく必要があります。そこで、現在アフターコロナに変わりゆく中、市内で開催されるスポーツイベントの見直しやプロスポーツチームとの連携などを通じたまちのにぎわいづくり、地域資源である生駒山を活用したアウトドアスポーツなど、本市の魅力を高め、市外からの訪問のきっかけとなるような取り組みが重要です。

また、本市は、市内総合型地域スポーツクラブや民間インストラクターなどの活躍により、地域スポーツの活性化を図っています。しかしながら、スポーツを取り巻く状況(P15)にあるように、総合型地域スポーツクラブの認知度が低い状況となっています。市民の方への周知徹底を図るとともに、活動できる場所を提供するなど、持続可能で自走できる仕組みづくりが必要です。

※1 スポーツDX：デジタル技術を活用し、スポーツのプロセスや価値の改善を図る試みのこと。

(DXとは、Digital Transformationの略で、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」を指します。)

※2 VR：Virtual Realityの略で、「仮想現実」と訳されます。専用のゴーグルで人間の視界を覆うように360°の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術のことを指します。

※3 AR：Augmented Realityの略で、「拡張現実」と訳されます。おもにスマートフォンやARグラスを通し、仮想空間の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせて表示することなどにより、現実を拡張する技術や仕組みを指します。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本市はまちのシンボルともいえる「生駒山」を含む豊かな自然を有し、大阪市内への交通の利便性に加え、関西文化学術研究都市（通称：けいはんな学研都市）があることから、暮らし全般において魅力ある都市です。市内では、スポーツ施設が数多く点在していることや地域に根差した3つの総合型地域スポーツクラブが多種多様な活動を展開しており、今後もさらに運動やスポーツ活動の活性化が期待されています。

近年スポーツにおいては「する」ことによる楽しさや喜びに加え、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進、健康寿命の延伸など多様な効果があるとされています。また、「みる」ことや「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受することができ、スポーツの力によって、誰もが人生を楽しく、自分らしく、生き生きとしたものにすることができます。

一方、平成31・令和元（2019）年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動は大きく制限されましたが、あらためて人と人とのつながりの大切さが再認識され、スポーツを通じた交流や協働による取組などは、スポーツに限らずまちづくりを進めていくうえで大きな要素になると考えられます。

これらの状況をふまえ、本計画では「スポーツがつむぐ いこまの“わ” ～“笑顔”と“元気”で1. 2. 3. ～」をスローガンに掲げています。この「わ」という言葉には、人と人のつながりである「輪（わ）」、対話する・コミュニケーションをとる「話（わ）」、協力し合う「和（わ）」、周囲をとりまく、めぐらせる「環（わ）」など、様々な意味を持っています。新型コロナウイルス感染症等の影響で、人や社会のつながりが希薄化している中、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが「わ」でつむぐことで、笑顔と元気があふれる「いこま」の実現を本計画では目指します。

【スローガン】

スポーツがつむぐ いこまの “わ”
～ “笑顔” と “元気” で1. 2. 3. ～

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の基本目標を掲げます。

基本目標 1 “個”と“ライフステージ”に応じたスポーツ活動の展開

性別、年齢、体力、障がいの有無に関係なく、子どもの頃からスポーツに接する機会を設け、高齢者、障がい者など、市民のだれもが興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあった環境や機会を設けます。また、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたい環境づくりに取り組みます。

特に本市では高齢化率が年々上昇していることに加え、運動やスポーツを行わない理由として「仕事や家事、育児等で時間がない」と回答された割合が一番高い結果となっていることから、高齢者や働き盛りの世代、子育て世代に向けた施策も推進していきます。

基本目標 2 だれもが気軽にスポーツができる環境の整備

市民のだれもが身近なところで気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツの環境づくりのために、気軽に参加できるスポーツイベントの実施や市のホームページ、SNS などを活用したスポーツ情報を発信します。また、関連するスポーツ機関だけではなく福祉や教育などの分野、地域との連携を強めることで幅広く多くの市民の方がスポーツに参加できる体制を整えます。

さらに、時代に即したスポーツ施設の整備やバリアフリー化、VR や AI などの最新技術の導入、DX を活用した施設予約などのシステムの構築、また、学校施設や公園などを含む公共空間の利活用などを行うことでスポーツに取り組む環境の充実を図ります。

基本目標 3 地域スポーツによるまちづくりの展開

スポーツは体力向上や健康増進に効果があるだけではなく、住民の交流の機会として地域の一体感を高める役割も持っています。スポーツが有する強みを生かして、スポーツイベントの開催やスポーツに関わる人材を育成することで地域の活性化を推進し、市内外問わず本市の魅力を知ってもらえるような取り組みを継続して実施していきます。

また、各スポーツ団体や関係機関、指導者の活動支援などを展開し、地域内外問わず、世代間交流の促進、スポーツを通して仲間の輪が広がることや本市の魅力発信、地域コミュニケーションの醸成を図ります。

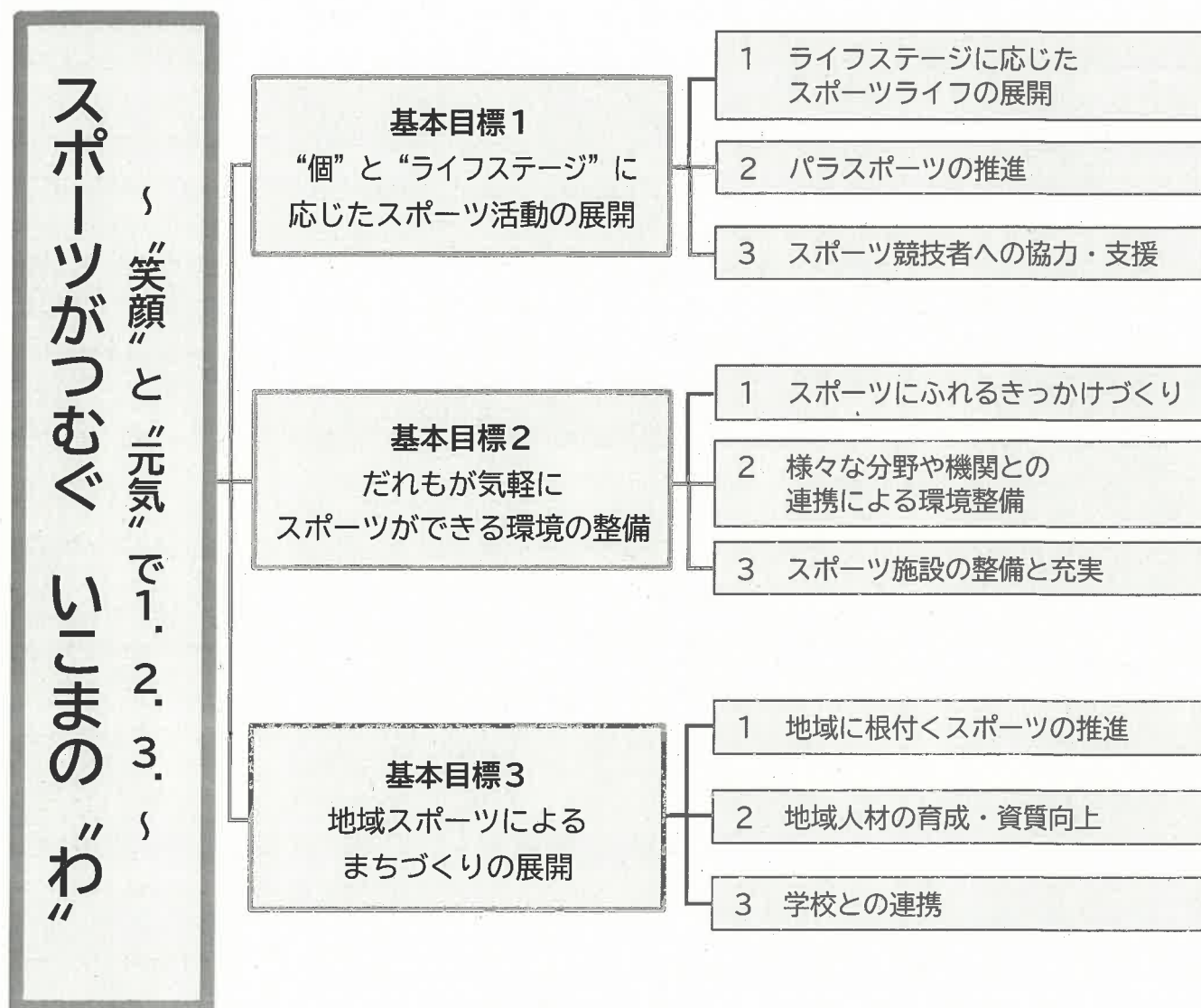
さらに、学校や学童、幼保こども園、総合型地域スポーツクラブなどと地域の連携を深め、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動の推進など、地域スポーツによるまちづくりを進めます。

3. 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



第4章 計画の具体的な取り組み

基本目標1 “個”と“ライフステージ”に応じたスポーツ活動の展開

性別、年齢、体力、障がいの有無に関係なく、子どもの頃からスポーツに接する機会を設け、高齢者、障がい者など、市民のだれもが興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあった環境や機会を設けます。また、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたい環境づくりに取り組みます。

特に本市では高齢化率が年々上昇していることに加え、運動やスポーツを行わない理由として「仕事や家事、育児等で時間がない」と回答された割合が一番高い結果となっていることから、高齢者や働き盛りの世代、子育て世代に向けた施策も推進していきます。

【数値目標】

① 週に1回以上運動・スポーツを行う人（20歳以上）の割合

現状値 R4年度 44.4% → → → 目標値 R15年度 50.0%

② 市内各種スポーツイベントの参加者数

現状値 R4年度 40,310人 → → → 目標値 R15年度 42,500人

※市、市内総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ施設指定管理者が実施している事業参加者の合計

③ 障がい者の公共スポーツ施設利用人数（延べ利用者数）

現状値 R4年度 4,834人 → → → 目標値 R15年度 5,400人

【関連するSDGs】

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



【施策1】ライフステージに応じたスポーツライフの展開

(主な取り組み)

項目	内容
幼児・児童・生徒のスポーツライフ	・遊びやスポーツを通じて、生涯にわたって健康や体力を保持増進させるための基礎を養うことができる環境をつくります。 ・家庭、学校、地域が一体となってスポーツとの楽しい出会いの場を提供することで、たくさんのスポーツにふれあう機会を提供します。
若者・働き盛りの世代・子育て世代のスポーツライフ	・学校や職場の内外を通じて、様々なスポーツを体験し、スポーツの意義や楽しさへの理解を深められる環境をつくります。 ・子育て、働き盛りの世代の方は、親子で参加できるスポーツ活動や短時間で行える夜間のスポーツ活動の充実を目指します。
中高年・高齢者のスポーツライフ	・中高年を対象とした生涯スポーツへの意欲と関心を高め、体づくりを重点にスポーツ愛好者の増加を図ります。 ・生きがいづくりや介護予防事業などと連携することにより、運動・スポーツを通じた高齢者の健康長寿を推進します。

【施策2】パラスポーツの推進

(主な取り組み)

項目	内容
障がい者のスポーツライフ	・障がいの種類や程度によって異なるスポーツニーズを把握し、障がい者が安心、安全にスポーツ活動を行えるよう努めます。 ・障がい者が身近な地域で、日常的に運動、スポーツができる環境を整備します。
パラスポーツの振興	・スポーツ施設などに障がい者専用施設を設置することで、気軽にスポーツ活動が行えるよう支援します。 ・障がい者のスポーツ活動を支えるため、パラスポーツボランティアを育成し活躍の場を提供します。 ・イベントを開催する際、障がいの内容に沿って、設備の準備や案内や説明の工夫を行います。 ・「心のバリアフリー」を推進し、障がいへの理解を促進します。
障がい児のスポーツ活動による発育・発達の支援	・プレイルームやスウィング系遊具の設置など、障がい児の発育や発達に有効とされる感覚遊びを行うための環境整備に努めます。 ・一人ひとりの発達段階に応じた支援や対応に努めます。

【施策3】スポーツ競技者への協力・支援

(主な取り組み)

項目	内容
各スポーツ団体との連携 による育成支援	・一般財団法人生駒市スポーツ協会を中心として、競技団体の安定した活動や競技レベルの向上につながるよう支援します。 ・組織力が整っていない団体に対しては、組織間の連携強化や支援を行います。
各種大会の開催支援	・日頃の練習で取り組んでいる成果を発表する場として、また競技者とのふれあいを通じて親睦や友情を深めてもらうためにも各種大会の開催を支援します。 ・令和13（2031）年に奈良県で国スポ、全スポが開催されます。ハンドボールをはじめとする生駒市で開催が予定されている競技を支援します。
競技スポーツ者の相互支援	・生駒市にゆかりのあるアスリートや市内在住の競技者を支援し、本市のスポーツ競技力の向上を図ります。

コラム① 生駒市の障がい者スポーツの推進

生駒市では、障がい者や障がい児に、公共スポーツ施設を身近に感じてもらい気軽にスポーツにふれあえる機会とするため、スポーツ推進委員、市内総合型地域スポーツクラブ、生駒市障がい福祉ネットワーク（I-Net）及びスポーツ施設指定管理者と連携し、体育館開放事業「スポパ（スポーツパーク）へいってみよう！」や屋内温水プール開放事業「プールへいこう！」を開催しています。



スポパへ
いってみよう！
イベントで利用している
スポーツ用品の一例



また、作業療法士や理学療法士の協力を得て、特別支援学級に通う児童を対象に、学校生活で頻度の多い“跳ねる”“投げる”“蹴る”を小集団で実施する「体づくり運動プログラム“できるがみえる”」を開催しています。

誰もがスポーツでつながることができる街を目指して、これからも障がい者のスポーツ活動の推進に努めます。

基本目標2 だれもが気軽にスポーツができる環境の整備

市民のだれもが身近なところで気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツの環境づくりのために、気軽に参加できるスポーツイベントの実施や市のホームページ、SNS などを活用したスポーツ情報を発信します。また、関連するスポーツ機関だけではなく福祉や教育などの分野、地域との連携を強めることで幅広く多くの市民の方がスポーツに参加できる体制を整えます。

さらに、市民がスポーツに親しむ基盤づくりとして身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が不可欠となります。時代に即した機能の整備やスポーツ施設の観客席の整備、スポーツ施設のバリアフリー化、VR や AI などの最新技術の導入、DX を活用した施設予約などのシステムの構築、また、学校施設や公園などを含む公共空間の利活用などを行うことでスポーツに取り組む環境の充実を図ります。

【数値目標】

① 総合型地域スポーツクラブの会員数

現状値 R4 年度 981 人 → → → 目標値 R15 年度 1,500 人

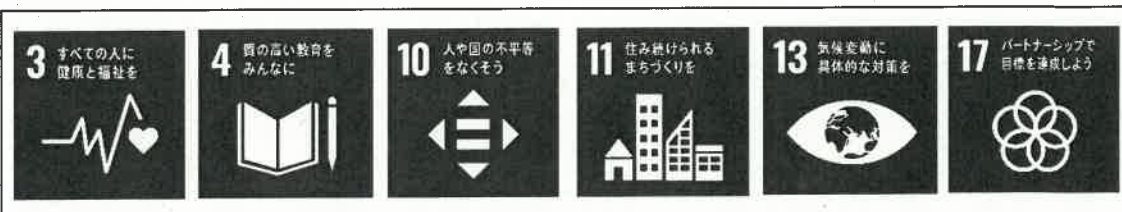
② 公共スポーツ施設利用人数（延べ利用者数）

現状値 R4 年度 796,568 人 → → → 目標値 R15 年度 1,000,000 人

③ 週1回以上運動・スポーツを行う子ども（小学校）の割合

現状値 R4 年度 71.4% → → → 目標値 R15 年度 80.0%

【関連する SDGs】



【施策1】スポーツにふれるきっかけづくり

(主な取り組み)

項目	内容
気軽に参加できるスポーツイベントの実施・展開	・だれもが気軽に取り組むことのできるスポーツやレクリエーション活動となる交流イベントの開催を推進します。 ・スポーツイベントに参加した人が継続してスポーツに取り組んでいただけるようなイベントの開催を推進します。
エンジョイスportsの推進	・スポーツを始めるきっかけづくりや親子の絆づくりなどを推進する取り組みを進めます。 ・VRやAIなどの最新技術を活用し、年齢や障がいの有無に関係なく健康維持や管理など、自宅でスポーツを楽しむことができる取組を推進します。
スポーツ関連情報の周知・啓発等の充実	・市ホームページやSNS、市役所・スポーツ施設の窓口などにおいてスポーツに関する様々な情報の提供に努め、だれでも気軽に閲覧できるようにします。

【施策2】様々な分野や機関との連携による環境整備

(主な取り組み)

項目	内容
健康・福祉分野との連携	・生活習慣病予防や食生活に関する講座を開催することで、スポーツ活動をより効果的に実践し、健康維持ができる環境を整えます。 ・地域で介護予防に関する運動や体操が実施でき、いつまでも元気で楽しい健康長寿社会を目指します。
学校教育・社会教育分野との連携	・幼稚園や保育園の運動指導、小学校の体育授業、総合型地域スポーツクラブなどで、幼少期に必要とされる心と体の調整力を向上させるトレーニングを取り入れて、運動学習能力を養う取組を進めます。
スポーツ関係諸機関との連携	・一般財団法人生駒市スポーツ協会やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者などと連携して、市民を対象とした大会やイベント、競技力向上のための事業など、身近な地域で気軽にスポーツを行うことができる環境を整えます。

【施策3】スポーツ施設の整備と充実

(主な取り組み)

項目	内容
スポーツ施設の計画的な整備と充実	・ 公共施設マネジメント推進計画や個別施設計画に基づき既存施設の統廃合を検討します。さらに、令和13（2031）年の国スポや全スポに向け、競技スポーツや地域スポーツの発信拠点として、また、地域の防災拠点としても対応できる施設の充実に向けて、市スポーツ施設の全体的なあり方を検討します。 ・ 近年の異常気象に対応した施設の改修や老朽化が進んでいる施設については優先的に修繕を行います。 ・ バリアフリー化やユニバーサルデザインなど、社会の多様性の考え方に基づいた施設の整備に努めます。
ニーズに応じた管理運営	・ 各施設の利用状況や市民ニーズ等を考慮しつつ、既存の施設の利用方法や利用時間等を含む管理運営方法の見直し、施設利用者の安全を守るための施設運営を行います。 ・ DXを活用した施設予約システムの構築や利用料金等の納付など、事務手続きの簡略化を行います。
スポーツ施設等の活用促進	・ 既存施設の有効活用のみではなく、学校や公園などの公共施設、民間スポーツ施設等による施設の相互利用を進め、スポーツ活動の場の充実など、限られた施設の効率的な利活用を検討します。 ・ 身近な公共施設である学校の体育施設等を利用して、地域住民の誰もが気軽にスポーツ活動ができるよう、学校体育施設開放事業に伴うルールの見直しを行います。

コラム② スポーツ施設の多様化

近年、スポーツによる地域活性化や健康まちづくりへの機運が高まるなか、これからのスポーツ施設には、スポーツをする・みる・ささえる場としてだけでなく、市民の交流拠点など多様な機能を発揮することで最大限に活用され、新たに地域の資源となるような整備・運営が求められています。また、スポーツをするだけでなく、文化・芸術活動、その他イベントにも活用することができることから、幅広い分野・世代の方に利用していただけるスポーツ施設の在り方についても考えられるようになってきています。

さらに、近年の異常気象から非常用物資の備蓄や大規模な災害が発生した場合に避難所として活用できる防災拠点の役割を担うこともできる施設の整備も必要となっています。

基本目標3 地域スポーツによるまちづくりの展開

スポーツは体力向上や健康増進に効果があるだけではなく、地域住民の交流の機会として地域の一体感を高める役割も持っています。スポーツが有する強みを生かして、スポーツイベントの開催やスポーツに関わる人材を育成することで地域の活性化を推進し、市内外問わず地域の魅力を知ってもらえるような取り組みを継続して実施していきます。

また、各スポーツ団体や関係機関、指導者の活動支援などを展開し、地域内外問わず、世代間交流の促進、スポーツを通して仲間の輪が広がることや地域の魅力発信、地域コミュニケーションの醸成を図ります。

さらに、学校や学童、幼保こども園、総合型地域スポーツクラブ※¹などと地域の連携を深め、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動の推進など、地域スポーツによるまちづくりを進めます。

【成果指標】

- ① 新たな地域クラブの数を増やします
- ② 新たな地域クラブのクラブ員数を増やします
- ③ 学校部活動の地域移行を進めます

【関連する SDGs】

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがちな
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



※1 総合型地域スポーツクラブ：総合型地域スポーツクラブとは、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、身近な地域でスポーツに親しむことができる地域住民により運営される公益目的のスポーツクラブです。現在、生駒市内には「(一財)生駒市スポーツ協会 いこ増ッスルクラブ」、「(特非)プロストリート関西」、「(一社)リトルバイン総合型地域スポーツクラブ」の3クラブがあります。

【施策1】地域に根付くスポーツの推進

(主な取り組み)

項目	内容
地域の特色を活かしたスポーツの推進	・昭和59（1984）年に奈良県で開催された国体（令和6（2024）年から国民スポーツ大会に名称変更）で、生駒市ではハンドボールが会場地となり、本市スポーツ振興の歴史の中でハンドボールが盛んなまちとなった。令和13（2031）年の国スポにおいて会場地となる競技をはじめ、地域に根ざした競技振興を図ります。
各スポーツ団体の連携、活動支援	・プロスポーツチームやアスリートと連携し、大会やイベントを誘致することで地域の活性化につなげ、地域でスポーツをする機運を高めます。 ・スポーツ関係団体が継続して活動することができるように、活動のPRや人材確保、資質向上の支援等をしながら、産官学が協力した取り組みを進めます。
地域コミュニティとの連携・広域連携の展開	・イベント開催時には、地域コミュニティと連携して地域や世代を超えて幅広く参加者を募集し仲間の輪が広がるよう積極的な地域間交流を促進するなど、地域共生社会の実現を目指します。 ・多様なニーズに対応するために、他自治体と協力、連携を図ることで、様々なスポーツが地域で普及するよう努めます。

【施策2】地域人材の育成・資質向上

(主な取り組み)

項目	内容
スポーツ指導者の発掘・育成	・地域におけるスポーツ活動を推進し、スポーツをしていない人を活動に導くなど、スポーツを通した地域の連帯感や活性化を図る指導者の育成や資質向上に努めます。
スポーツボランティアの参加促進と活動支援	・市民のスポーツ活動を支える人材の育成を図るため、気軽に楽しくボランティアを経験できる機会を提供します。 ・安心してボランティア活動に参加できるように、研修会を開催し、スポーツを支える人材育成と資質向上を図ります。
スポーツを通した地域住民との連携	・スポーツ推進委員や地域でスポーツに取り組む人、地域団体と連携し、本市のスポーツを振興するとともに、スポーツを通したまちづくりに努めます。

【施策3】学校との連携

(主な取り組み)

項目	内容
新たな地域クラブ活動の推進	子どもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行※1を見据え、新たな地域クラブ※2の活動を推進し、生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会の運営や、一般財団法人生駒市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者などの実施主体の活動支援等を行います。
学校等とスポーツ団体の連携強化	- 学校と地域等のスポーツ団体の連携を強化し、学校と地域の双方で子どもを見守り育む体制をつくります。 - 学童保育所と地域スポーツ団体が連携し、学童保育所に通う児童が気軽にスポーツにふれあえる環境を整備します。
学校部活動の地域連携や地域移行の推進	- 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるため、地域指導者による部活動指導員の充実を図るとともに、新たな地域クラブ活動のさらなる拡充を図ります。また、専門的な指導ができる種目別指導者を新たな地域クラブの実施主体などから派遣する仕組みを構築します。 - 地域移行にあたり、生徒や保護者の負担をできる限り少なくするため、活動地域の範囲や実施競技種目、費用面などを考え、希望する全ての生徒が参加できるよう取り組みを進めます。

※1 学校部活動の地域移行：教員が学校教育の一環として休日に担当していた部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間事業者、外部団体などが行うよう移行する取り組みで、国は令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、休日の移行を目指しています。

※2 新たな地域クラブ：国が進める休日の学校部活動の段階的な地域移行を見据え、学校部活動と地域が連携して、生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる機会として新たに運営される地域クラブです。

コラム③ 部活動の地域移行に向けた生駒市の取り組み

生駒市では、学校部活動の地域移行を進めるため「生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会」を設置し、新たな地域クラブ活動を推進しています。現在は、学校部活動になかった種目の新たな地域クラブの設立や、部員数が減少したり、複数学校に設置のない部活動の合同チーム化などを進めるとともに、中学校では部活動指導員を充実させ、国や県の方針でもある、休日の学校部活動の地域移行を目指しています。

また、様々なゆるスポーツや文化活動が楽しめる「4Tクラブ※3(多世代、多種目、多志向、多様性)」、吹奏楽部の新たな地域クラブ化、外国語やプログラミング、アートなど興味開発の探究型クラブの設立なども進めています。



新たな地域クラブ活動推進事業 4Tクラブ

※3 4Tクラブ：4つのT（多世代、多種目、多志向、多様性）の特徴を持ち、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体が主体となって、生徒や児童、その保護者や兄弟姉妹、障がいを持つ人などの地域住民が共に様々なスポーツや文化芸術活動を楽しむことを目的とする新たな地域クラブ活動の1つ

第5章 計画の推進体制

1. 市民・関係機関との連携・協働

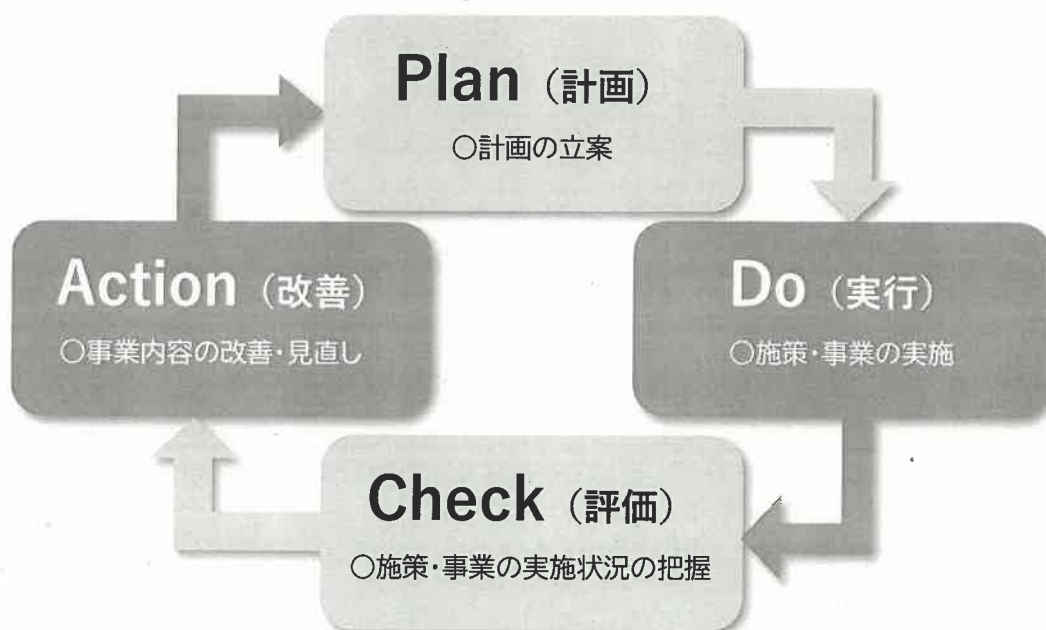
本市では、総合型地域スポーツクラブや新たな地域クラブ等が活発に活動しており、スポーツの推進に重要な役割を果たしています。それらスポーツ関係団体をはじめとし、自治会・学校、企業等と協働し、計画の着実な推進に取り組みます。

また、本計画に掲げた施策の多くは、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりなどをはじめとする本市の幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との密接な連携を図り、施策を推進していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）に基づく進行管理（PDCAサイクル）によってマネジメントすることとし、生駒市教育大綱アクションプラン等による進捗管理や生駒市スポーツ推進審議会において、毎年度計画の進捗状況を報告し、意見を求め、必要に応じて事業や計画の見直しを行うなど、円滑な推進を図ります。

それらを次年度の取り組みに反映させることで、より効率的・効果的なスポーツ推進につなげます。なお、これらの結果については毎年度に公表し、計画の進捗状況を明らかにします。



資料編

1. スポーツに関する市民意識調査結果

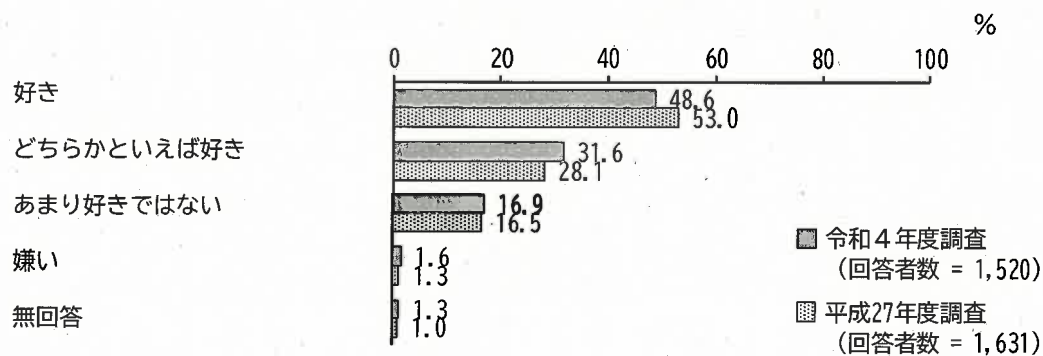
ここでは、令和4年度に実施した「生駒市スポーツに関する市民意識調査」について、前回（平成27年度調査）との比較検討も踏まえ、調査結果をまとめます。

（1）運動やスポーツの好き嫌い

運動やスポーツの好き嫌いでは、「好き」の割合が48.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば好き」の割合が31.6%、「あまり好きではない」の割合が16.9%となっています。

平成27年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

運動やスポーツ（観戦も含む）は好きですか



(2) 指導者の有無や運動やスポーツを行う上での負担額について

指導者の有無では、「いる」の割合が34.3%、「いない」の割合が62.9%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「いない」の割合が増加しています。一方、「いる」の割合が減少しています。

指導者の必要性では、「常時必要ではないが、いた方がよい」の割合が47.3%と最も高く、次いで「必要ない」の割合が27.6%、「必要」の割合が16.8%となっています。

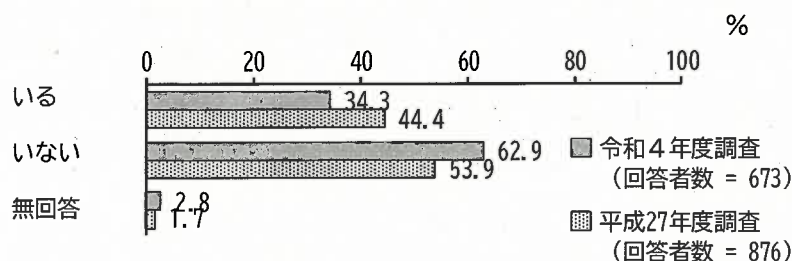
平成27年度調査と比較すると、「必要ない」の割合が増加しています。一方、「必要」の割合が減少しています。

運動やスポーツを行う上での負担額の考え方では、「月1,000～3,000円未満」の割合が26.1%と最も高く、次いで「月3,000～5,000円未満」の割合が23.2%、「月5,000～10,000円未満」の割合が13.7%となっています。

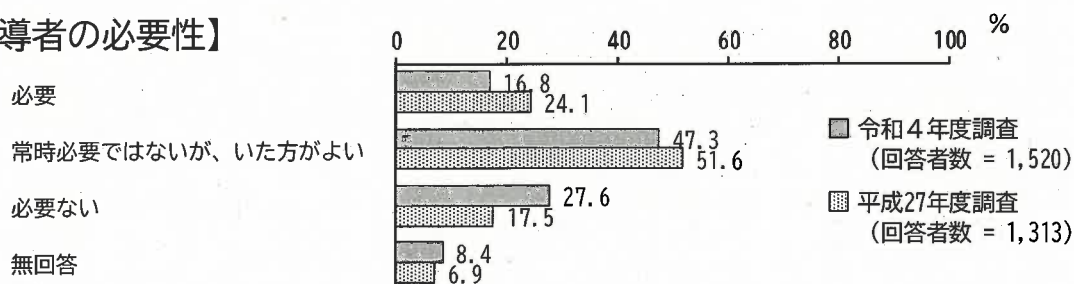
平成27年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

指導者の有無・必要性

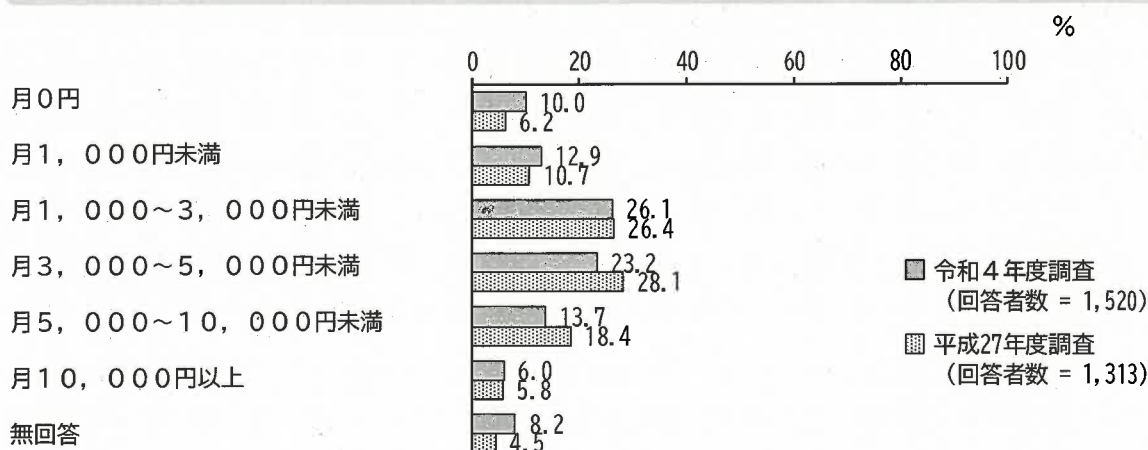
【指導者の有無】



【指導者の必要性】



スポーツを行う上での負担額の考え方



(3) 子どもの運動やスポーツ活動状況

幼児では、「競技別の専門クラブ・スクール」の割合が31.5%と最も高くなっています。

平成27年度調査と比較すると、「競技別の専門クラブ・スクール」の割合が増加しています。

小学生では、「競技別の専門クラブ・スクール」の割合が48.3%と最も高く、次いで「地域のスポーツ少年団」の割合が16.6%、「総合型地域スポーツクラブ」の割合が12.6%となっています。

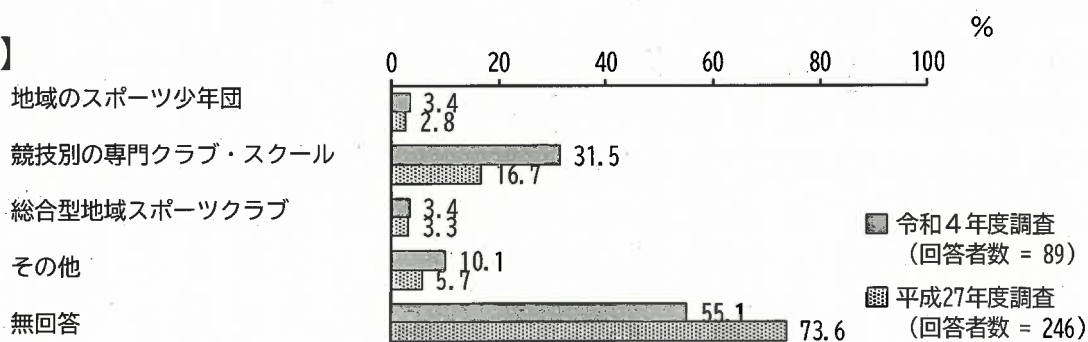
平成27年度調査と比較すると、「競技別の専門クラブ・スクール」「総合型地域スポーツクラブ」の割合が増加しています。

中学生では、「学校部活動」の割合が56.0%と最も高く、次いで「競技別の専門クラブ・スクール」の割合が16.5%となっています。

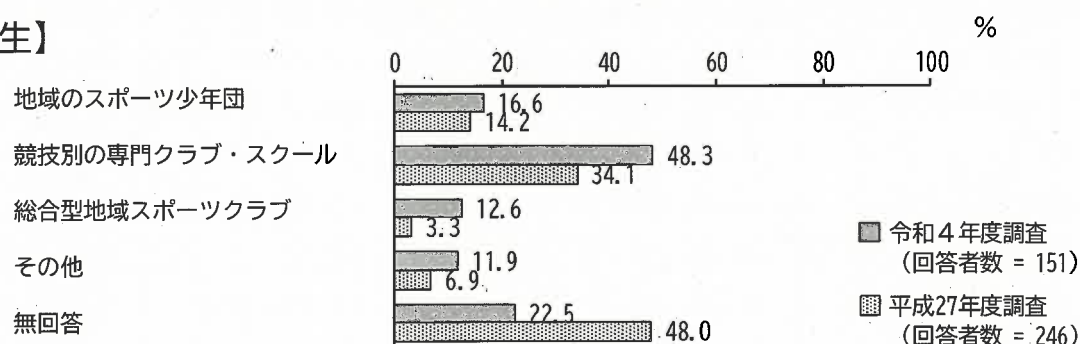
平成27年度調査と比較すると、「学校部活動」「競技別の専門クラブ・スクール」の割合が増加しています。

子どもがスポーツを行っているところ

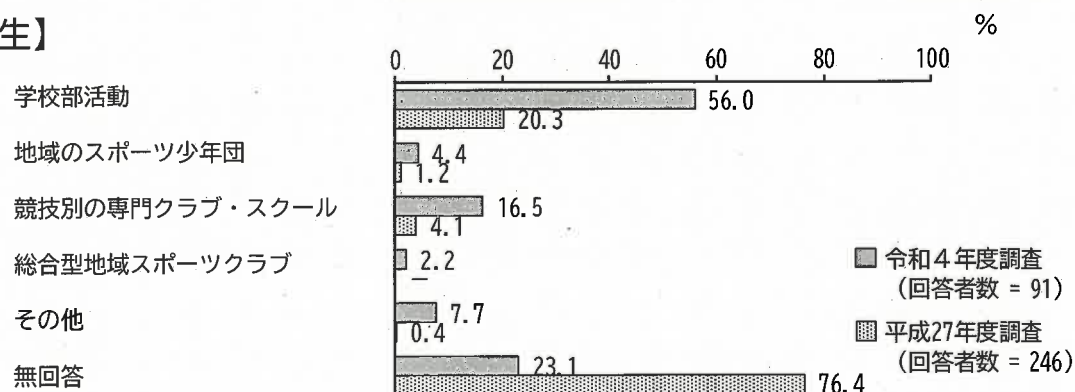
【幼児】



【小学生】



【中学生】



(4) 部活動の地域移行について

部活動の地域移行の認知度では、「はい」の割合が 34.4%、「いいえ」の割合が 64.3%となっています。

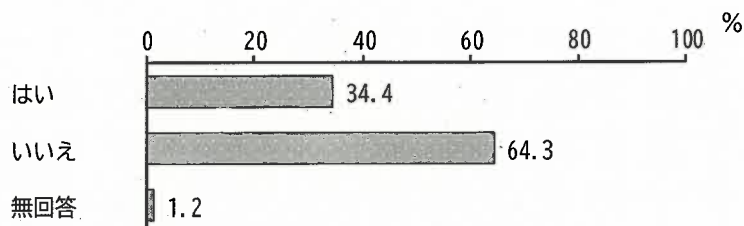
会費負担額では、「月 1,000～3,000 円未満」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「月 3,000～5,000 円未満」の割合が 27.9%、「月 1,000 円未満」の割合が 18.9%となっています。

どのような指導内容なら参加させたいですかでは、「専門的な技術を持っている指導者から指導を受けさせたい」の割合が 81.1%と最も高く、次いで「学校の教員など、現在の平日の指導者から引き続き指導を受けさせたい」の割合が 11.1%となっています。

部活動の地域移行の認知度や会費負担額について

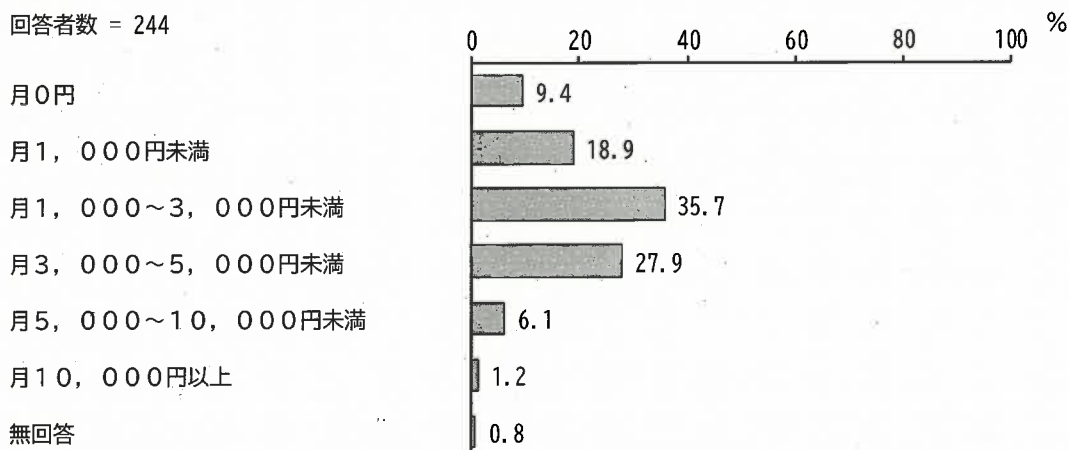
【認知度】

回答者数 = 244



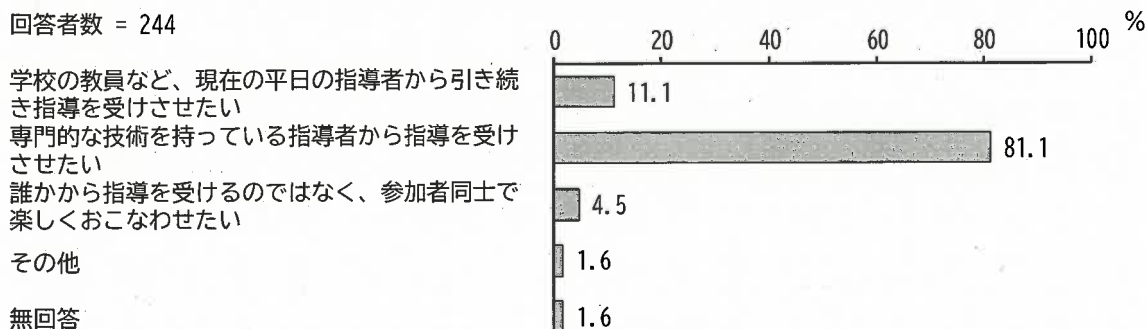
【会費負担額】

回答者数 = 244



どのような指導内容なら参加させたいですか

回答者数 = 244



(5) 障がい者の活動環境について

障がい者のための環境整備では、「わからない」の割合が63.4%と最も高くなっています。

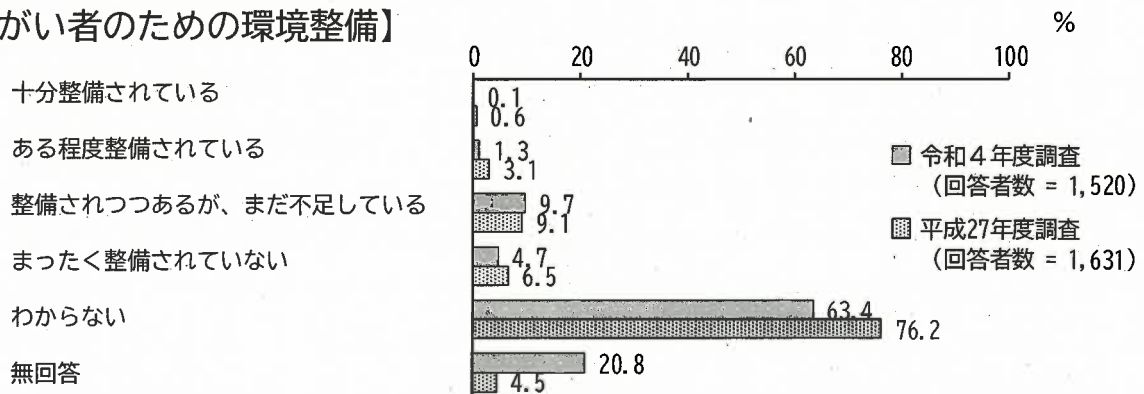
平成27年度調査と比較すると、「わからない」の割合が減少しています。

障がい者がスポーツに親しむ方法では、「障がいのある人が利用しやすいようスポーツ施設のバリアフリー化を進めればよい」の割合が36.2%と最も高く、次いで「障がいのある人となない人が参加できるようなスポーツイベントを開催すればよい」の割合が26.9%、「スポーツクラブ等が障がい者も加入しやすい体制を整えればよい」の割合が23.5%となっています。

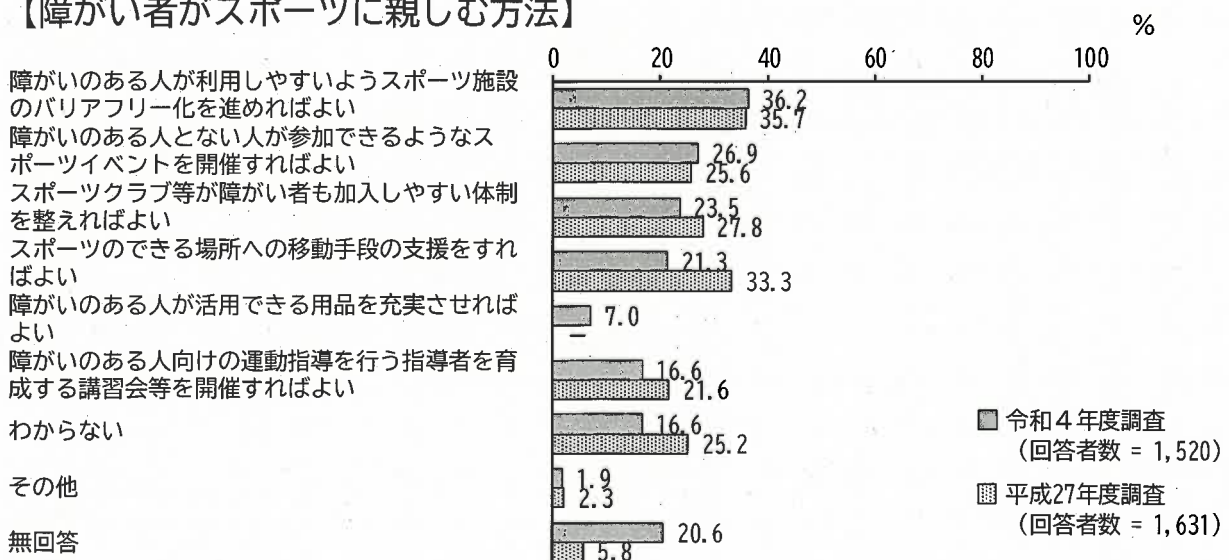
平成27年度調査と比較すると、「スポーツのできる場所への移動手段の支援をすればよい」「障がいのある人向けの運動指導を行う指導者を育成する講習会等を開催すればよい」「わからない」の割合が減少しています。

障がい者のための環境整備や親しむためには

【障がい者のための環境整備】



【障がい者がスポーツに親しむ方法】

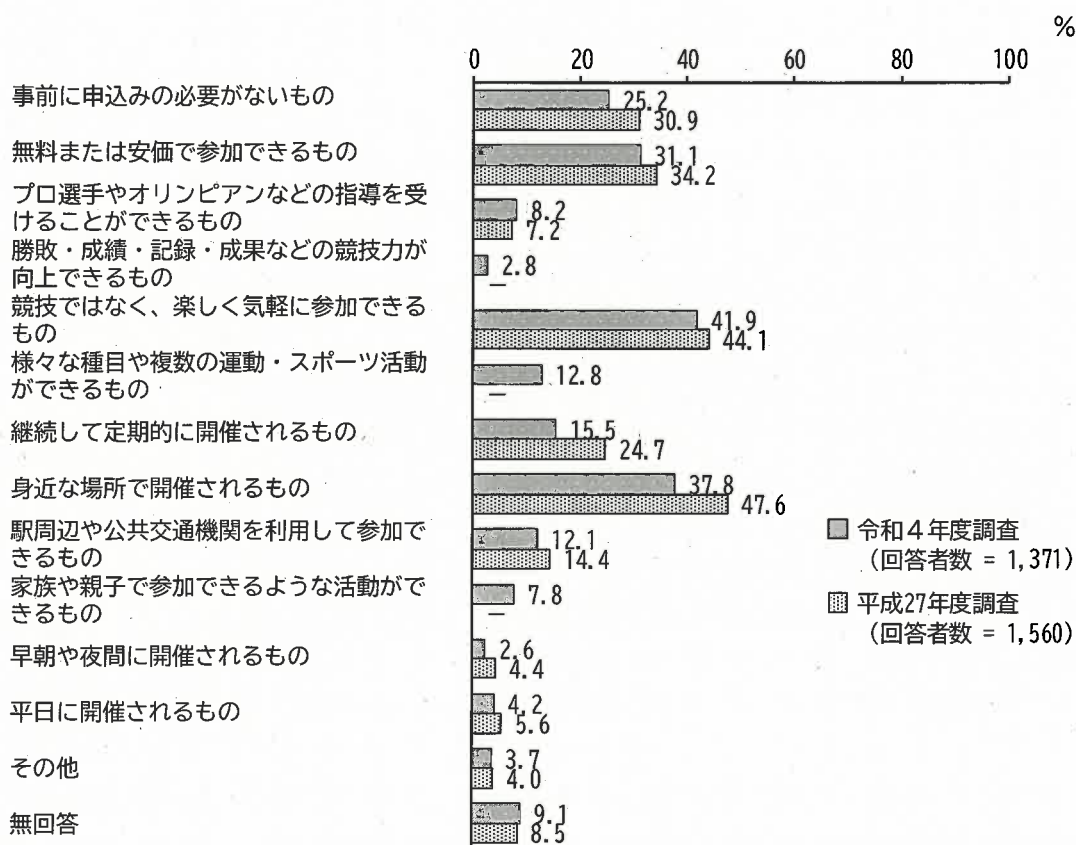


(6) 総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブの活動内容や運営方法では、「競技ではなく、楽しく気軽に参加できるもの」の割合が 41.9%と最も高く、次いで「身近な場所で開催されるもの」の割合が 37.8%、「無料または安価で参加できるもの」の割合が 31.1%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「事前に申込みの必要がないもの」「継続して定期的で開催されるもの」「身近な場所で開催されるもの」の割合が減少しています。

総合型地域スポーツクラブの活動内容や運営方法



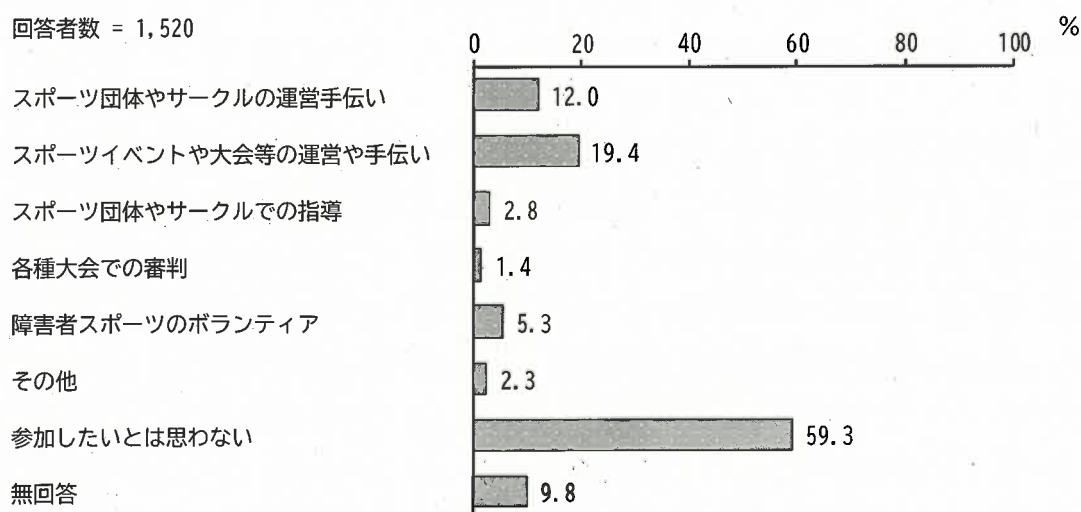
(7) スポーツボランティアについて

どのような活動に参加したいと思いますかでは、「参加したいとは思わない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「スポーツイベントや大会等の運営や手伝い」の割合が 19.4%、「スポーツ団体やサークルの運営手伝い」の割合が 12.0%となっています。

どんなきっかけや動機付け（モチベーション）があれば参加したいと思いますかでは、「参加したいとは思わない」の割合が 30.5%と最も高く、次いで「仲間づくり・交流の場」の割合が 26.4%、「好きなスポーツの普及・支援」の割合が 23.3%となっています。

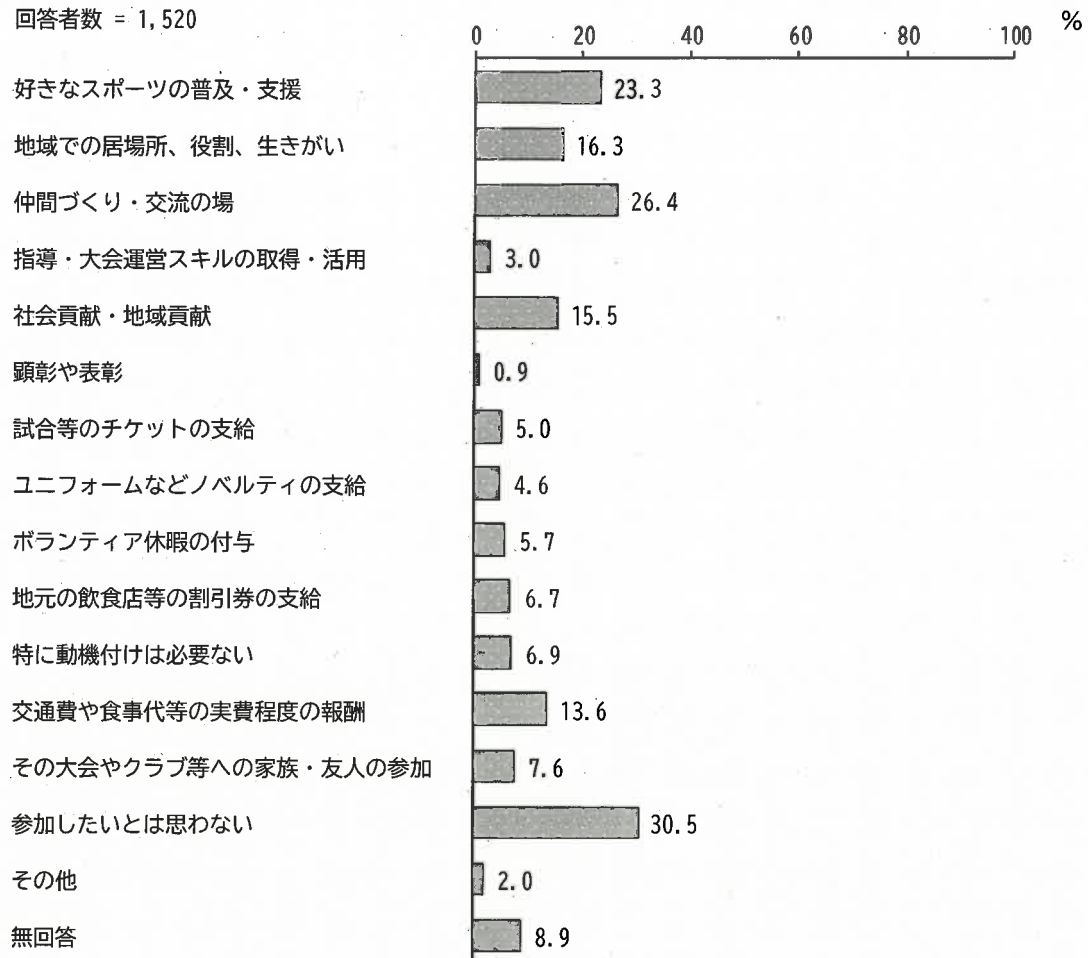
どのような活動に参加したいと思いますか

回答者数 = 1,520



どんなきっかけや動機付け（モチベーション）があれば参加したいと思いますか

回答者数 = 1,520



(8) 市・市教育委員会主催のスポーツ大会・教室について

認知度では、「知っている」の割合が22.9%、「知らない」の割合が72.3%となっています。

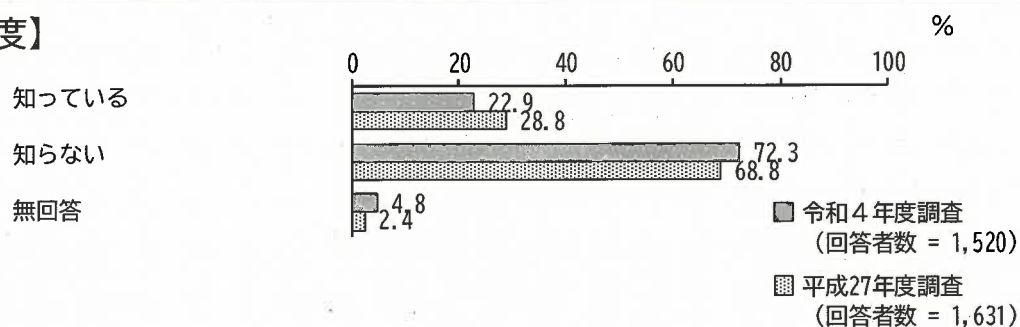
平成27年度調査と比較すると、「知っている」の割合が減少しています。

参加経験では、「ある」の割合が44.3%、「ない」の割合が55.7%となっています。

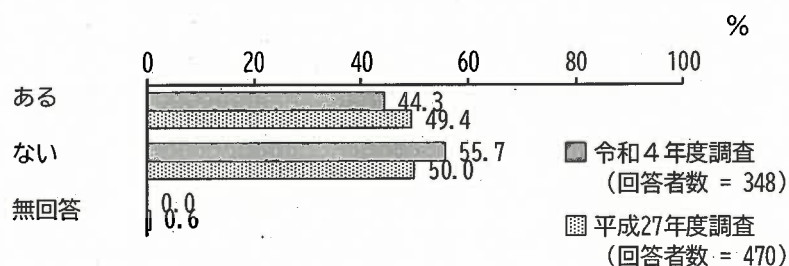
平成27年度調査と比較すると、「ない」の割合が増加しています。一方、「ある」の割合が減少しています。

市主催のスポーツ大会や教室の認知度及び参加経験

【認知度】



【参加経験】



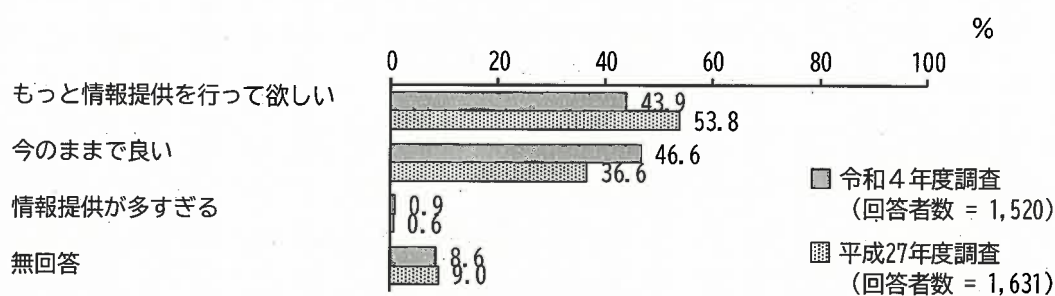
(9) スポーツ、健康に関する広報や情報について

スポーツ、健康に関する広報や情報提供回数は十分だと思いますかでは、「今のままで良い」の割合が 46.6%と最も高く、次いで「もっと情報提供を行って欲しい」の割合が 43.9%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「今のままで良い」の割合が増加しています。一方、「もっと情報提供を行って欲しい」の割合が減少しています。

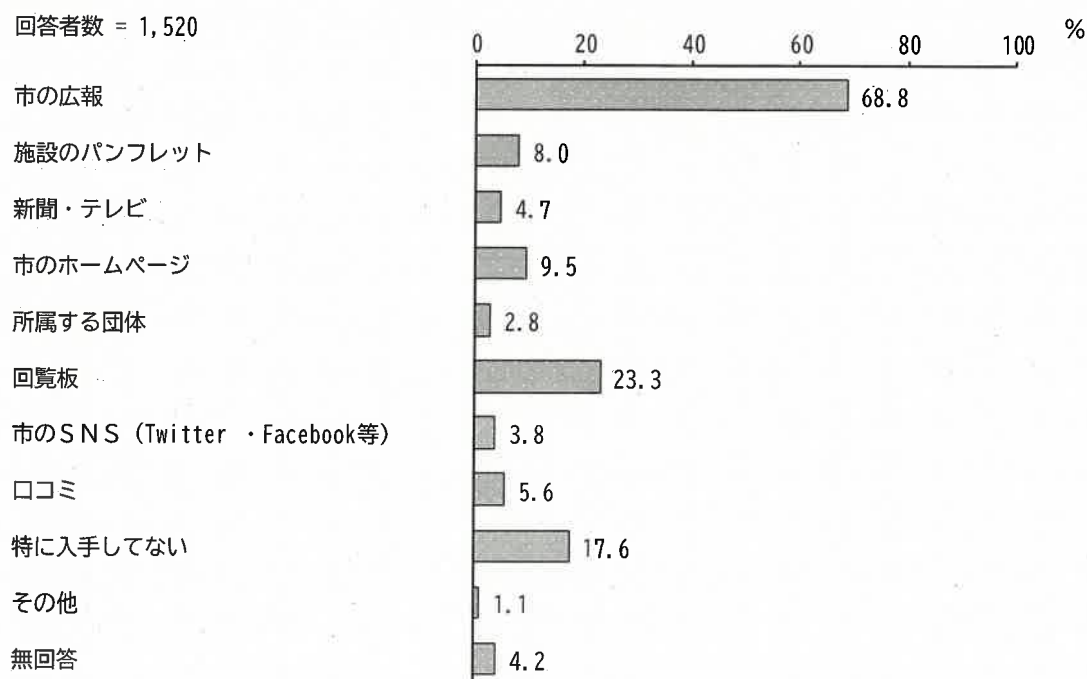
情報の入手方法では、「市の広報」の割合が 68.8%と最も高く、次いで「回覧板」の割合が 23.3%、「特に入手してない」の割合が 17.6%となっています。

スポーツ、健康に関する広報や情報提供回数



市のスポーツ（イベント・施設等）に関する情報の入手方法

回答者数 = 1,520



(10) 国民スポーツ大会（現国民体育大会）・全国障害者スポーツ大会の開催について

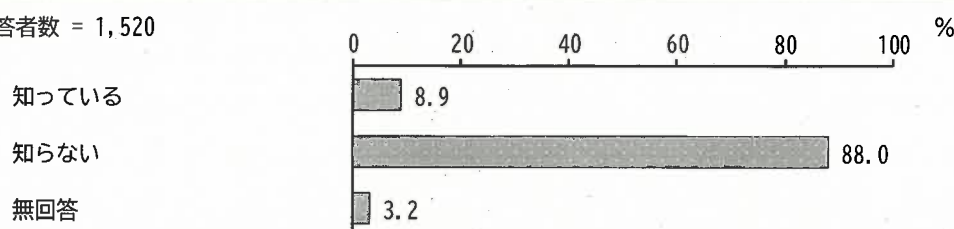
国民スポーツ大会（現国民体育大会）・全国障害者スポーツ大会の開催の認知度では、「知っている」の割合が8.9%、「知らない」の割合が88.0%となっています。

どのような形での参加では、「わからない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が24.5%、「観覧者（応援等）として参加したい」の割合が24.4%となっています。

生駒市に期待することでは、「大会の盛り上がりを活かした誰もが楽しめる地域スポーツの発展」の割合が52.3%と最も高く、次いで「大会に向けた競技スポーツやパラスポーツの推進」の割合が22.7%、「競技大会実施施設の整備や改修」の割合が18.4%となっています。

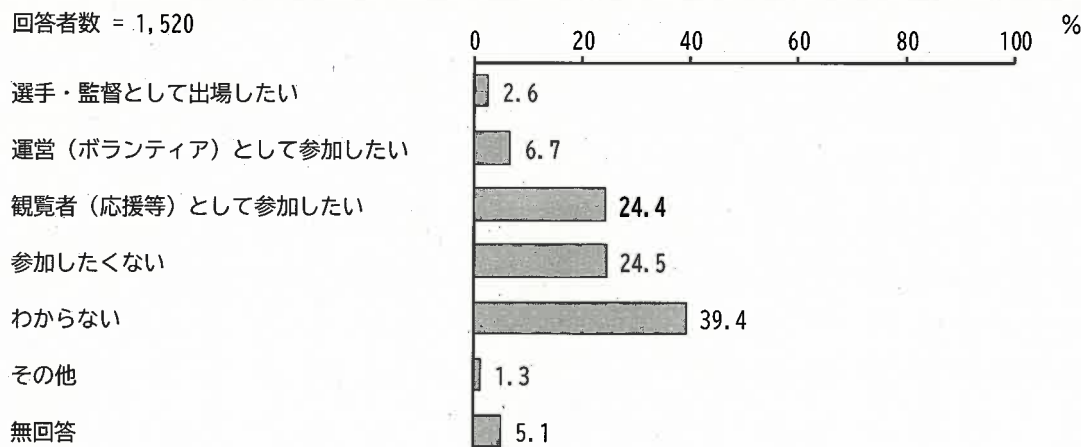
令和13年度に奈良県で開催されることの認知度

回答者数 = 1,520



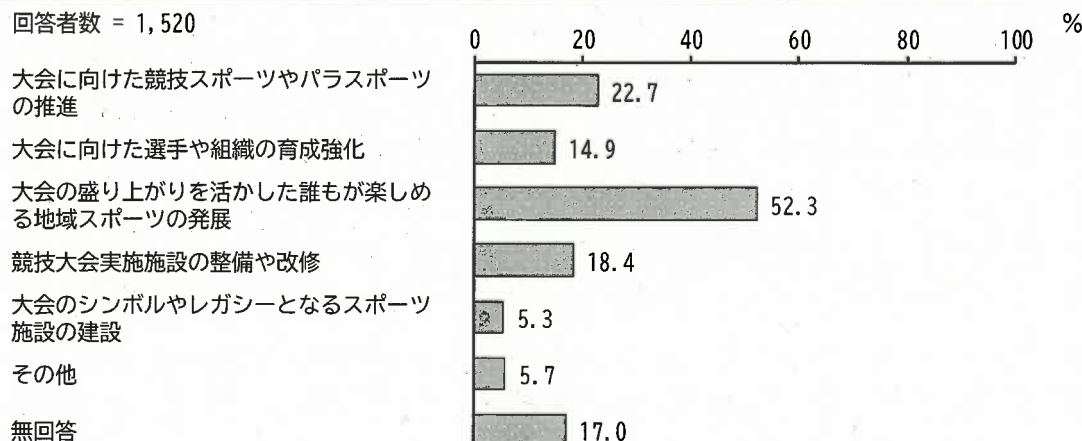
どのような形で参加したいですか

回答者数 = 1,520



生駒市に期待することはありますか

回答者数 = 1,520



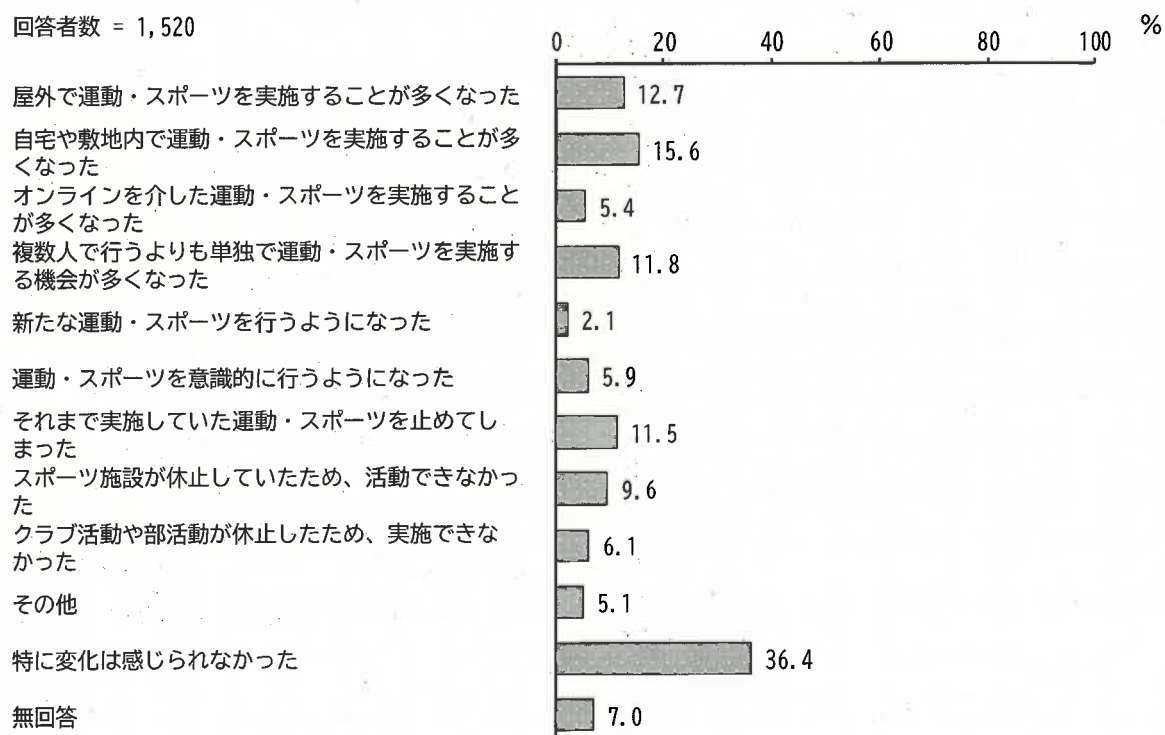
(11) 新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルスの影響では、「特に変化は感じられなかった」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「自宅や敷地内で運動・スポーツを実施することが多くなった」の割合が 15.6%、「屋外で運動・スポーツを実施することが多くなった」の割合が 12.7%となっています。

収束した後は、どのような形で運動やスポーツに参加したいですかでは、「個人でできる運動・スポーツを実施したい」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「運動・スポーツに取り組む予定はない」の割合が 18.1%、「スポーツの団体やサークル等に参加して行いたい」の割合が 15.0%となっています。

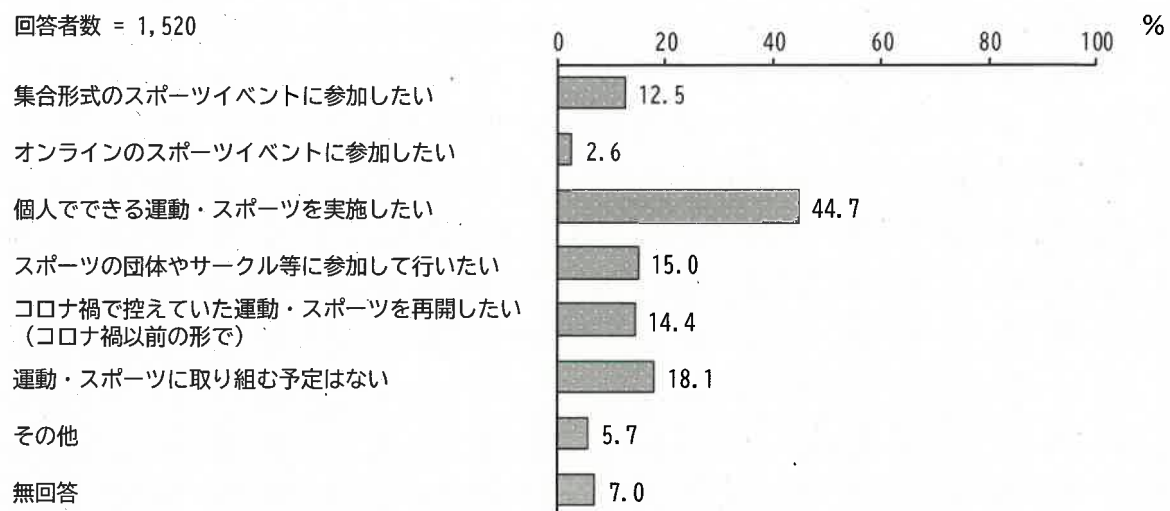
新型コロナウイルスの影響で、運動やスポーツの実施環境に変化はありましたか

回答者数 = 1,520



収束した後は、どのような形で運動やスポーツに参加したいですか

回答者数 = 1,520



2. 生駒市スポーツ推進審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	関係団体等	役職
池田 誠也	一般財団法人生駒市スポーツ協会 会長	会長
浦井 善宏	帝塚山大学 元准教授	副会長
岡本 洋	障がい者スポーツ活動実践者 (奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室)	
坂本 剛伸	生駒市自治連合会 (副会長)	
下宇宿 勲	生駒市体育施設指定管理者 ((株)東京アスレティッククラブ TAC井出山スポーツパーク施設長)	
竹内 幸子	民間スポーツクラブインストラクター	
塚原 愛	公募委員	
中井 一郎	生駒市小中学校校長会 (光明中学校長)	
林 陽子	生駒市内総合型地域スポーツクラブ関係者 (いこ増ッスルクラブ運営委員)	
松尾 正則	生駒市自治連合会 (副会長)	
連 靖和	生駒市スポーツ推進委員協議会 副委員長	

任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

松尾 正則氏については、令和4年7月1日から令和5年1月31日まで

坂本 剛伸氏については、令和5年2月1日から令和6年6月30日まで

3. (仮称) 第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	関係団体等	役職
浦井 善宏	生駒市スポーツ推進審議会 副会長	座長
白井 一三	生駒市スポーツ推進委員協議会 副委員長 (一財)生駒市スポーツ協会 理事 (生駒市スポーツ推進委員協議会より推薦)	
武内 幸子	民間スポーツクラブ関係者 (生駒市スポーツ推進審議会委員)	
中井 一郎	校長会 (生駒市スポーツ推進審議会委員)	
濱田 真人	パラスポーツ運営者	
松岡 岳史	(一社)リトルパイン総合型地域SC 会長 自治会長	
油浦 裕人	生駒市スポーツ施設指定管理者 生駒市スポーツ少年団 本部長	

4. 第2期生駒市スポーツ推進計画策定経緯

日程	内容
令和4年6月27日	生駒市教育委員会から生駒市スポーツ推進審議会へ 「(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について」諮問
令和4年7月28日	令和4年度 第1回スポーツ推進審議会 ・教育委員会からの諮問について (仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について
令和4年10月21日	令和4年度 第2回スポーツ推進審議会 ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定に係るスポーツ及びスポーツ施設に関する市民意識調査等について ・スポーツ及びスポーツ施設に関する市民意識調査内容やスケジュール等について
令和4年11月16日 ～ 令和4年12月6日	スポーツ及びスポーツ施設に関する市民意識調査実施
令和5年3月22日	令和4年度 第3回スポーツ推進審議会 ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定に係るスポーツに関する市民意識調査等の結果報告について ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定に係る計画策定委員会の設置等について ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定に係るプロポーザルの実施について
令和5年7月14日	第1回(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会 ・計画策定のスケジュールについて ・現計画の検証について
令和5年8月25日	第2回(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会 ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画の骨子(案)について ・基本理念と目標について
令和5年9月28日	第3回(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会 ・基本理念(案)及びスローガン(案)について ・基本目標(案)について ・施策(案)について
令和5年10月27日	第4回(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会 ・計画の具体的な取り組み(案)の内容について
令和5年11月15日	第5回(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画策定委員会 ・【計画案】について
令和5年11月16日	令和5年度 第1回スポーツ推進審議会 ・(仮称)第2期生駒市スポーツ推進計画【計画案】について
令和5年12月22日 ～ 令和6年1月22日	第2期生駒市スポーツ推進計画【計画案】のパブリックコメント実施
令和6年2月9日	令和5年度 第2回スポーツ推進審議会 ・第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について(答申)案について
令和6年2月26日	生駒市スポーツ推進審議会から生駒市教育委員会に 「第2期生駒市スポーツ推進計画(案)」答申
令和6年2月	第2期生駒市スポーツ推進計画 策定

■第2期生駒市スポーツ推進計画

スポーツがつむぐ いこまの “わ” ～ “笑顔” と “元気” で1. 2. 3. ～
(令和6年2月)

発行・編集：生駒市教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

TEL：0743-74-1111（代表）

FAX：0743-74-9100

厚生文教委員会を踏まえた第2期生駒市スポーツ推進計画(案)変更内容

ページ	変更前	変更後
4	介護予防のための軽い運動	介護予防のための軽い体操
5	底辺の拡充を図り	運動習慣を身につけ
18		スポーツ DX,VR,AR の注釈を追加
30		4T クラブの注釈を追加

「第2期生駒市スポーツ推進計画(案)」に対するパブリックコメントにおける意見及び生駒市スポーツ推進審議会の考え方(案)

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する生駒市スポーツ推進審議会の考え方	修正内容
1	P24	ソフトボールやゲートボールなど、地区別の競技大会に助成金があったが、助成金の対象にならない競技があるのが不思議である。	令和元年度をもって廃止事業となりました市民体育祭の中で、自治会対抗競技でソフトボール、ゲートボール、小学校区対抗競技としてバレーボール、バドミントン、グラウンド・ゴルフの5種目を選定し、地域の方々の親睦を目的とした競技大会を開催し、選定競技ではなく出場される自治会や校区団体に参加奨励金を支出しておりますが、約15年前に奨励金制度は廃止しております。 なお、計画(案)では、基本目標1「“個”と“ライフステージ”に応じたスポーツ活動の展開」の中で「スポーツ競技者への協力・支援」を施策として掲げており、引き続き各種競技大会や競技者の支援を行ってまいります。	原案のとおりとします。
2	P27	小学校の体育館を利用しスポーツを行っている。学校所有の備品を活用しているが、老朽化しているため自費購入も検討したが高額なため断念した。備品購入について市担当課に相談したが、教育活動で必要となる費用を優先的に支出することとなるため、備品購入は難しいとのことであった。高額な備品購入に対して助成をしてもらえるような身近で誰でも気軽に参加できる環境の整備をお願いしたい。	限られた予算の中で教育活動に関する費用を優先的に支出する必要があるため、学校体育施設開放事業に係る備品の購入費にまで充てることが難しい状況となっております。 なお、計画(案)では、基本目標2「だれもが気軽にスポーツができる環境の整備」の中で「スポーツ施設の整備と充実」を施策として掲げており、今後も安全で安心してご利用いただける身近なスポーツ環境の整備を図ってまいります。	原案のとおりとします。

第3次 生駒市教育大綱（案）

令和6年●月

生駒市

I 生駒市教育大綱の基本的な考え方

はじめに

「学制」が公布されてから 150 年以上が経過しました。その間、様々な教育改革を経て、我が国の教育は国際的にみても高い水準を達成し、高度経済成長など社会の発展に大きく寄与してきました。一方で近年、少子高齢化・人口減少の急速な進行、新型コロナウイルスなどの感染症や気候変動、国家間の戦争の勃発など地球規模課題の深刻化、人工知能（AI）の急速な進化など予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、これまでの我が国の教育では対応できない多くの課題が浮き彫りになっています。

このような大きな時代の転換期を迎え、私たちは今、改めて「教育とは何か」について真剣に考え、従来の教育の在り方に固執することなく、これからの社会変化を生き抜くために必要な教育を実践していくことが不可欠です。

今回の生駒市教育大綱の改定に当たり、「教育とは何か」について以下のように整理します。

憲法をはじめ多くの法律で、生存・思想・良心・言論の自由や職業選択の自由など、すべての人が対等に自由な存在であることを理念的に保障されています。しかし、どれだけ法ですべての人が自由であることが保障されていても、「自ら生存する力」、「言葉を交わす力」、「職業に就く力」などに加え、経済協力開発機構（OECD）のラーニング・コンパス 2030 に明記されている「新しい価値を創造する力」、「対立やジレンマを克服する力」、「責任ある行動をとる力」など、それぞれ個人が実際に自由になるための力を得ることができなければ、法で保障された自由は実態を伴わないものになってしまいます。

教育は、すべての人が生きたいように生きられる、生きる道を選択できる自由な存在たりうるよう、必要な力を育むことで、法で理念的に保障されている各人の自由を実質的に保障するものです。また、教育によって育まれるべき力は、読み書き計算をはじめとするいわゆる学力だけではありません。人が自由に生きるためには、他者の生きたいように生きられる自由もまた認めた上で、調整し合うことができればなりません。したがって、教育は、子どものうちから、他者の自由を認める感度もまた重要な力として育んでいく必要があります。

教育が自由を実質的に保障する存在であることと表裏一体の関係にあるのが、教育基本法第1条の教育の目的にもあるように、国民一人ひとりが地域や社会・制度を創るのは自分自身であるという主権者としての責任を自覚し、責任を果たすために必要な知識や能力を身につける存在としての教育です。変化のスピードが速く、不確実性が高い時代だからこそ、一人ひとりが地域や社会・制度、地球規模の課題などについて学び、意見や提案を表明し、行動を起こすことにより、変革や新たな挑戦を前に進める大きな推進力が生まれます。

また、デジタル技術が普及した現在、そして未来は、国の方向性や制度の見直し、地域づくりなどに、直接参画できる機会や手段が生まれる時代でもあります。だからこそ、一人ひとりが当事者意識を持ち、それぞれの置かれた状況、条件、能力に応じた責務を果たせるような社会を、教育を通じて実現します。

ラーニング・コンパス 2030 でも教育のゴールとして、「個人そして社会全体のウェルビーイング」を位置付けています。自分だけでなく他者も、個人だけでなく社会の自由や幸せを実現できる人を育てるため、教育の役割はますます大きくなっています。

また、しばしば議論の対象となる平等・公正と競争についても示します。

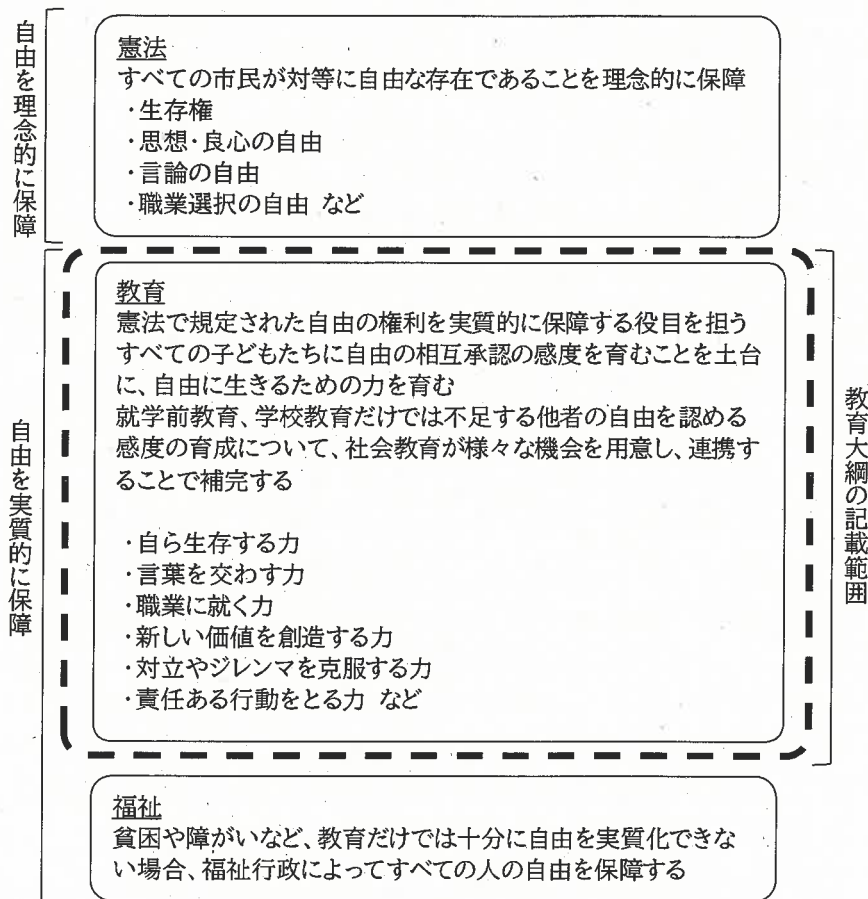
教育の機会均等は、どうしても守らなければならない平等といえます。また、義務教育が終わる時点で、すべての子どもたちが、学習指導要領で定める一定以上の学力や、他者の自由を認める感度を身に付けておく必要があります。一方で、障がいや病気などにより十分な知識や能力を育んでいくことが難しいケースもあります。その場合は、多様な教育の機会を設けることに加えて、福祉施策と連携し、そうした子どもたちを支える必要があります。近年、不登校児童生徒の数は増えていますが、学校を楽しく通い、学ぶことのできる場所にすることはもちろんのこと、学校の教室以外に多様な学びと成長の場を創り、「不登校」という概念をなくすための具体的な取組も大切です。同時に、特定の分野に強い興味を持ち、特別な才能を持つ人を伸ばしていく教育もこれまでは不十分でした。それぞれの子どもたちの置かれた状況、興味関心、能力に応じた学び方を多様に変えていくことが必要であり、すべてを同じにすることが教育の平等ではありません。

つまり、義務教育の入口における教育の機会均等と出口における最低限の力の獲得保障を達成するためであれば、そのための方法は多様であるべきです。また、他方では、そのことが保障され、競い合いを通して互いに高め合う過程を大切にするとともに相手に尊重できれば、競争も肯定されるべきです。

第3次教育大綱を策定するにあたり、数多くのワークショップを実施しました。教育に携わる幼稚園教諭・保育士、小中学校の教職員をはじめ、中学校生徒会や学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局の各課の職員など、これからの教育について語り合いました。また、保護者、小中学生にはアンケートを行いました。その中でも、自主性・主体性を育むことや、多様性を尊重することが大切という意見が多く、これまで述べてきたような教育の原理を、多くの人が暗黙のうちに共有・認識していることが分かりました。

本大綱では、前述した教育についての整理に基づき、いただいた多くの意見も踏まえながら、生駒市としての教育に対するもっとも重要な原理原則となる考え方や基本的な取組方針を示しました。

以下で、第3次生駒市教育大綱の詳細について示します。



1 生駒市教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

前大綱を策定した令和2年6月から4年が経過し、推進期間が満了を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題等に対応していくため、基本理念、基本方針等において改訂を行うものです。本大綱は、策定の日から4年間をもって改訂の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保します。

2 生駒市教育大綱・4つの特色

生駒市教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議において徹底的な議論を行ったほか、特に重点的に推進すべき分野について、学校現場や社会教育機関などの子どもを含む関係者からの意見聴取や、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、みんなでつくる教育大綱をコンセプトに「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

(2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを踏まえ、また、総合計画や他の関係する計画との整合性の確保・積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、社会教育、子育て・就学前教育など、幅広い学びの分野を考慮しながら、人、地域、そしてそれらを取り巻く環境という視点と実効性を持つ教育大綱としました。

(3) 地域力を最大限生かした教育によるまちづくり

これから市の教育を支えていくためには、行政だけではなく、さらなる地域力の活用が必要不可欠であり、教育のすべての分野において、地域力を最大限生かした取組を進めることによって、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていきます。

(4) 第2次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

令和2年に策定した第2次生駒市教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応した方向性を再度整理しました。

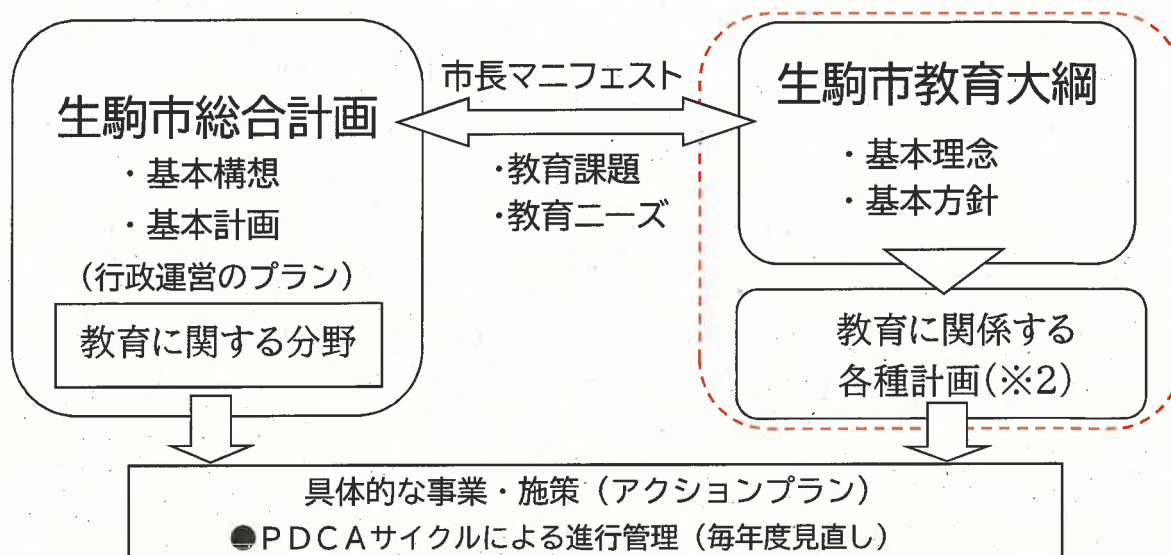
(※1)協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を想像すること。

3 教育大綱と他の計画との関係

教育大綱は、前述の4つの特色を前提に、「基本理念」「基本方針」から成り立ち、「Ⅲ 教育大綱策定後の進行管理」によって、実効性を担保しています。

また、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第6次生駒市総合計画第2期基本計画の中にも教育に関する分野について記載しています。総合計画は市の最上位計画であり、まちづくりを分野別に示したもの、教育大綱は本市の教育行政の根本となる方針であり、基本的には学びに関する計画という整理をした上で、市長マニフェストも意識した内容にしています。

個別具体の施策については、教育に関係する各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策を中心に、教育大綱の基本方針に定めた内容を毎年度具体化し、社会変化に適切に対応していきます。(以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。)



(※2)教育に関する各種計画(教育委員会事務局が所管するもの)

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度	教育委員会において策定	1年	生駒市が目指す子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会において策定	1年	教育大綱の基本方針を基に成果を検証し、社会教育の基本方針及び重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ推進計画	スポーツ振興課	R6年3月	スポーツ基本法第10条	10年	市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき、わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。
生駒市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援総合センター	R2年3月	子ども・子育て支援法第61条	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に推進する。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文部科学省からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

Ⅱ 生駒市の教育に関する基本的な方向性

1 基本理念

自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」
みんなでいこまを楽しもう

今、社会が大きく変動し、多様化が進んでいます。

将来の予測が困難な時代にあって、学びの自由を尊重し、誰一人取り残さない、置き去りにしないことを根幹に据えながら、自分たちの地域・社会・コミュニティは自分たちでつくるという主体性を確立するためには、教育の基本である、「信頼して・任せて・支える」ことを改めて大切にしなければなりません。その上で、学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」によって、一人ひとりの自律、尊重、創造、対話が進み、社会の変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

自分らしく「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

自分らしく「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

自分らしく「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との関わりやつながりを通して、自らの居場所を見つけ人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※3)」を育て、ひいては、自分らしく輝けるステージ「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたくなるまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

(※3)いこまびと：生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成27年10月及び11月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進

- 子どもたち一人ひとりが、自分のペースで自分に合った学び方を選択し、必要に応じて必要な人と共に学び合えるような授業づくりを推進します。また、様々な個性や特性を持ったすべての子どもたちが孤立感を覚えることなく、安心して個別最適な学びに向かえるよう、学級ではもちろん、時に学年を超えて学び合えるような心理的安全性の高い学校づくりを推進します。
- 探究学習をカリキュラムに組み入れ、自分なりの問いを立て、自分なりの仕方で、自分なりの答えにたどり着く、子どもたちの自己決定を尊重し、大学・企業・地域団体等の多様な担い手の力を借りながら、子どもたちが授業や地域活動に主体的に参加する機会を増やすことで、自ら課題発見・解決し協働しながら新しいものを創造していく力を育みます。
- 子どもたちの「得意」や「好き」な分野で様々な学びができる機会を充実し、人生やキャリアを意識しながら不確実性の時代においても自分らしく輝きながら生き抜く力を育てます。
- 保護者のニーズや社会の変化も踏まえながら、一人ひとりに寄り添った保育と豊かな体験活動の実施等、就学前教育・保育の充実に取り組みます。
- 「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実に向けた取組を進めるとともに、幼稚園・保育所・こども園・小学校がつながって、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指します。
- デジタル・ネイティブ世代と言われる子どもたちはもちろん、あらゆる世代の市民一人ひとりが、責任ある市民としてデジタル技術を積極活用しながら社会参画するための能力習得を支援します。
- 社会を大きく変えうる技術革新が急速に起こっている社会背景を踏まえ、学校教育においては、各教科の知識や考え方を教科の枠にとらわれず横断的に学習する取組を推進します。
- 子どもたちが社会に出る頃には、AI が私たちの日常生活により深く浸透していることを想定し、子どもたちと教職員がAIを活用し学びを豊かにすることに加え、AI そのものの基本原理や個人・社会への影響について学ぶことも推進します。

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- 一人ひとりの子どもをありのまま受け入れ、子どもたちを信頼・承認し、大切にすること、また、子どもたちに挑戦、活躍、貢献の機会を与えることで自己肯定感を高めます。
- 自らを承認し、他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感度を

育みます。

- 子どもたちのコミュニケーション能力を育むため、教職員・家庭・地域が協働し、多様な人間関係を育めるような学校園づくりを進めます。
- 学校生活や地域において、自ら課題を見つけ、対応案を考えて提案し、周りの理解や協力を得ながらそれを具体化するなど、主体性を育む取組を進めます。
- 国籍、LGBTQ、障がいの有無、不登校など、一人ひとりの個性や多様性を理解・尊重する学びを大切にし、いじめを決して許さない学校づくりをはじめ、子どもたち一人ひとりが生命の大切さを学ぶ具体的な機会を確保します。また、トラブルに対応する力を高める心の教育を重視し、相手を尊重することで自分たちで解決していく力を育成します。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが共に過ごすためのインクルーシブな場や機会と、一人ひとりに応じたきめ細かな配慮を両輪とした教育を進めます。

基本方針2 つながりを通して楽しく学べる地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- 障がいの有無や国籍、年齢、置かれた状況に関係なくすべての市民が自分らしく活躍できるよう、自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- 市民が自身の得意分野や知識を生かして地域で活躍できるよう、市民同士が教え合い、学び合う場づくりを市民との協働で進めます。
- 本を通したコミュニティをつくり市民のネットワークを構築するため、図書館をまちづくりの拠点とし誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える場を創出します。
- 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を広げるとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民との協働による取組を通して文化の担い手を拡充します。
- 本市の伝統文化や歴史について学ぶ機会を提供するとともに、調査研究の成果等を通して幅広い世代の市民が地域への愛着を深められる取組を進めます。
- 子どもから高齢者、障がい者などあらゆる市民が、興味、目的に応じて、スポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあったスポーツを楽しめる機会・環境をつくります。
- 子どもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- 前述した文化・歴史・スポーツ・読書などの活動を通じて、市民一人ひとりが個性

を生かした役割を持って、まちづくりや地域づくりで活躍できるような取組を具体化します。

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- 様々な学びを通じて「人づくり・つながりづくり・生きがいづくり」を実現するほか、地域課題への関心を高め、地域づくりへの意識を醸成します。
- 地域学校協働活動や市民自治協議会、自治会による「複合型コミュニティ（まちなえき）」等と連携し、学校や地域を拠点とした市民同士の学び合いや居場所づくりとともに、親子と地域とのつながりづくりを進めます。
- 子どもたちが安心して成長できるよう、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携し、地域全体で子どもを見守り、育む土壌を育てます。
- 家庭・地域・学校園の連携により、子どもたちがより多くの社会的経験を積み、様々な体験ができる活動を通じて豊かな成長を育むことができるよう、地域とともにある学校園づくりを進めます。
- 子どもたちが自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、子どもの読書推進に取り組むため、家庭・地域・学校園の連携を強化します。
- 学校部活動の地域移行の気運を活かし、スポーツをはじめ文化活動など、市内の総合型地域スポーツクラブや文化団体、教育機関などとの連携を強化します。

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

- 子どもたち・教職員にとって学校園がより楽しいと感じられるよう、対話を通じて、安心と挑戦との両方を具体化できる学校園づくりを進めます。
- 教職員にとって働きがいがあり、社会変化に応じたスキルや力を身につける機会を確保するためにも、教職員の働き方改革に取り組み、指導・運営体制の充実やデジタル化などの業務改善に取り組みます。
- 多様な働き方を選択できるよう柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足、教職員のなり手不足解消に向けた取組を進めます。

2 子どもたちの新たな学びを創出する環境整備

- 学校園の整備に当たっては、地域の関係者や他学年との交流のしやすさ等、地域に開かれ、子どもたちをはじめとする利用者が時間や空間の制約を超え多様な人たちと多様な人間関係を豊かにつくっていきけるような観点と、子どもたちや教職員が安心しリラックスできる安全性の確保の観点との両方を確保します。
- 楽しく通い、学ぶことのできる学校環境を創ることはもちろんのこと、学校に通う

ことが難しい児童生徒が通学する学校の教室以外の場所でも安心して学べるよう、子どもたちにとって居心地がよく、成長できる多様な環境・場づくりを進めます。

- 多様化する学童保育ニーズに対応するため、指導員確保などによる体制づくりや、知識や能力の向上のための人材育成を含めた学童保育環境の整備を進めるとともに、民間事業者による学童保育事業への参入など、保護者や子どもたちのニーズに対応できる環境整備を促進します。
- 待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を計画的に進めます。
- 家庭教育の重要性を認識すると同時に、家庭間の経済格差など、子どもたちの置かれた状況にかかわらず学びを進めることができるよう、これまで以上に教育部局と福祉部局とが連携し、地域共生社会の中での教育の役割や在り方について検討し、具体化します。

3 すべての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設の整備に当たっては、多様化する利用者ニーズを踏まえ、地域活動の活性化につながるような管理方法や施設全体のあり方を検討します。
- 市民が郷土の歴史を通してまちへの誇りや関心を高められるよう、市内に存在する文化財の保存を進めるとともに、歴史学習への活用や積極的な情報発信を行います。
- 様々な生きづらさや困難を抱える子ども・若者が自分のペースで学び、成長しながら自己有用感を持って社会生活を送ることができるよう、安心して過ごせる居場所の確保も含め、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会やこども自らが相談できる環境を整備し、児童虐待などを未然に防止するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、支援を進めます。

Ⅲ 教育大綱の進行管理

生駒市教育大綱については、4年に1回の改訂としていますが、毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。また、教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めて行きます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。

令和 6 年度 主要事業等について

【施策・事業関係】

○スポーツ施設等のあり方構想策定支援業務	9,900 千円
○新たな地域クラブ活動推進事業	13,064 千円
○いこまスポーツの日の開催	1,299 千円
○障がい者スポーツ活動支援事業	1,546 千円
○A I カメラを活用したスポーツ活動の推進	357 千円

【施設関係】

○北大和体育施設バスケットゴール照明 LED 化等非構造部材改修工事 (令和 5 年度の繰越事業)	14,773 千円
○北大和体育施設洋式化等トイレ改修工事	30,305 千円
○生駒北スポーツセンター管理棟屋上防水改修工事	11,055 千円
○市民体育館受水槽更新工事	26,378 千円

【補助金関係】

○地区別体力づくり活動事業	3,170 千円
○スポーツ協会加盟競技団体等育成事業	3,978 千円
○総合型地域スポーツクラブ支援事業	—
○スポーツ指導者養成事業	50 千円
○スポーツ競技大会派遣事業	550 千円

※上記の事業等は予定であり、金額は予算となります。